

# 名張市都市マスタープラン 事務素案

平成21年 3月

名張市



# 目次

序	1
I. 都市マスタープランについて	1
1 計画の内容について	1
2 計画の役割について	2
3 計画の期間	5
4 計画の対象区域	5
II. 見直しの背景	7
第一部 ビジョンと方針	9
I. 2つの方針	11
1 まとまりのある市街地と集落の整備	11
2 軸の整備と市内連携の充実	11
II. 都市のビジョン	12
1 計画の柱	13
2 都市のビジョン	13
III. 将来の都市構造とまちづくりの方針	14
1 拠点の形成	14
2 軸の形成	27
3 将来都市構造	30
IV. 土地利用の方針	31
1 用途地域	31
2 エリアの区分とエリアごとの土地利用方針	32
3 その他の土地利用規制の対象地域	34
V. 都市施設整備の方針	36
1 道路・交通施設	36
2 公園・緑地及び河川	37
3 下水道	38
4 生活関連施設	38
5 防災	38
6 住宅・住環境	39
7 景観形成	40
8 地域の振興	40
9 人にやさしいまちづくりの推進	41
第二部 実現に向けて	42
I. 地域別構想の策定	43
II. 市民参画の推進	43
III. 計画の進行管理	44
第三部 資料	45
I. 本市の広域的特徴について	46
II. 都市計画法制等関連資料	46
III. 社会経済構造の変化について	47
1 人口・世帯の動向	47
2 都市経営コストについて（モータリゼーションと道路整備の観点から）	52
3 地球温暖化への対応	54
4 コンパクトシティ（集約型都市）	54
5 シビルミニマムの確保	57
IV. 新しい公について	57



## はじめに

都市マスタープランは、まちづくり計画の中でも都市計画に関する総合的な計画であり、本市においては、「名張市都市マスタープラン」を1998(平成10)年に策定しています。

計画を策定してから今日に至るまでの10年間には、少子高齢・人口減少社会の到来など社会的に大きな変化がありました。また、地方分権の推進や日常生活圏の拡大に伴う行政圏の広域化などが進められており、市をとりまく環境は激変といってもよいほど大きく変化しています。

このような社会の大転換に対応するため、国においては都市計画法の改正や都市計画制度の運用等に当たっての考え方が変更されました。同時に、国の国土開発に関わる計画の見直し、県の長期計画の見直しなども進められてきました。

2004(平成16)年より、名張市において最も基本となる総合計画「理想郷プラン」に基づき、新たな社会に対応したまちづくりへの取組みを開始したことから、総合計画「理想郷プラン」の趣旨を踏まえ、この度、都市マスタープランの見直しを行うことといたしました。

この計画は、総合計画「理想郷プラン」に掲げる将来都市像「豊かな自然と文化に包まれ、誰もがいきいきと輝いて、幸せに暮らすまち」、なかでも都市環境分野の基本方向である「まちと文化をともに創る、いきいき生活都市」の実現を目指した取組みの中心となる計画です。

つきましては、この都市マスタープランの推進に向けては、市民の皆様をはじめとする多様な主体の協働、参画により、取組んでまいります。



## 1. 都市マスタープランについて

### 1 計画の内容について

都市計画とは、一般にいう広い概念の「まちづくり」を実現するうえで、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために、「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号（以下「法」という。））に基づいて、土地利用、都市施設及び市街地開発事業について定めるものです。

（資料編参照）

土地利用	<p>住宅地のすぐそばに工場が建ったりすると安心して暮らせる環境を守ることはできません。このように、健全な暮らしや機能的な都市を整備していくために、様々な土地利用に関するルールを定める必要があります。これらを総称して「土地利用規制」と呼びます。</p> <p>土地利用の規制は、農地に関するもの、森林に関するもの、自然公園に関するものなど様々ですが、この計画では都市に関するものを主として扱っています。</p> <p>都市計画では、まず、地域地区（用途地域）を定めています。これには、大きく分けて住居系、商業系、工業系の3種類があります。また、特定の地域に関して土地利用のあり方や建築物に関する規制を行うことがあり、これを地区計画と呼んでいます。</p>
都市施設	<p>多くの市民が健康で文化的な暮らしを都市で営むためには、道路、上下水道、学校、文化施設などを集中的に整備する必要があります。</p> <p>このように生活に必要な各種の施設・設備を都市計画で定めて整備しています。</p>
市街地開発事業	<p>市の中心地域における土地区画整理事業など、暮らしやすい都市を形成していくためには都市整備の方向を見定めて重要となる地域で面的な整備を行うことなどが必要となります。</p> <p>このように重点的な地域（市街地）における地域の開発を行う事業なども都市計画で定めて実施しています。</p>

## 2 計画の役割について

### 総合計画と都市マスタープラン

本市の総合計画である「理想郷プラン」は、2004(平成16)年度を初年度として、下図のように「ふれあいと共助で築くすこやか生活都市」（共助）、「人と自然が共生するうるおい生活都市」（共生）、「まちと文化を共に創るいきいき生活都市」（共創）の3つを基本方向として、「豊かな自然と文化に包まれ、誰もがいきいき輝いて、幸せに暮らすまち」を将来都市像とし「暮らし広がる連携型都市構造の形成」を目指すべき都市構造としています。

また、政策目標は5つに区分されていますが、本計画は、主として都市環境等の分野に該当します。

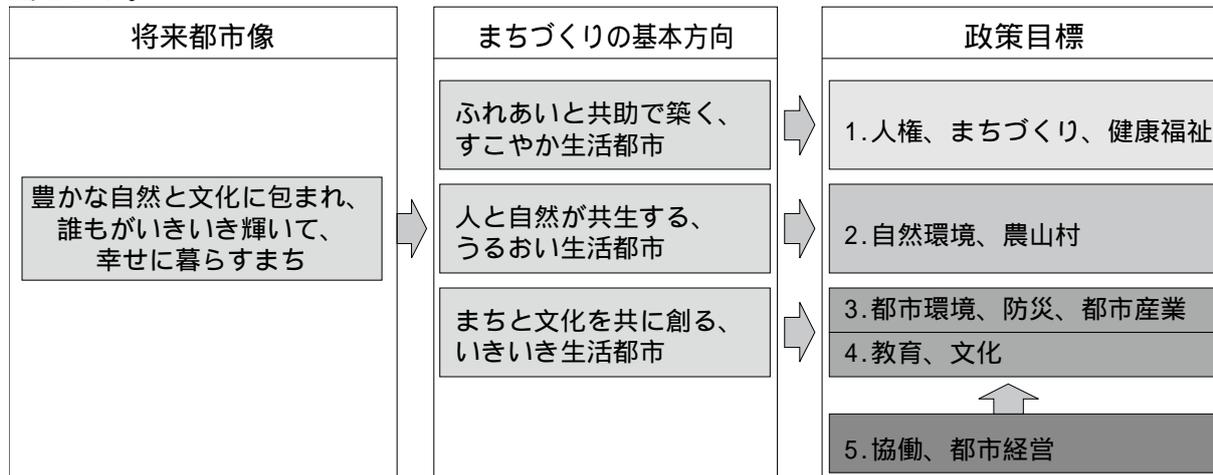


図1 理想郷プランの将来都市像と3つの基本方針

### 県と市の役割分担

都市計画は、本市単独で定めるのではなく、都道府県及び市町村が連携して都市計画を定めることになっており（法第15条）、都道府県は主として「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画」を定め、市町村は市町村の区域に関する都市計画を定めるというおおよその役割分担が成り立っています。

このような役割分担のうえで市町村は、「当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定める。」（法第18条の2）とされていますが、これがいわゆる「都市計画マスタープラン」です。

これに対応して、都道府県の定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（法第6条の2）は、「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれています。

このように、本計画は、本市の総合計画に基づくものでありつつ、同時に、県の都市計画に即するものです。また、計画の内容は、土地利用に関するもの、都市施設に関するもの、市街地開発事業に関するものに区分することができます。

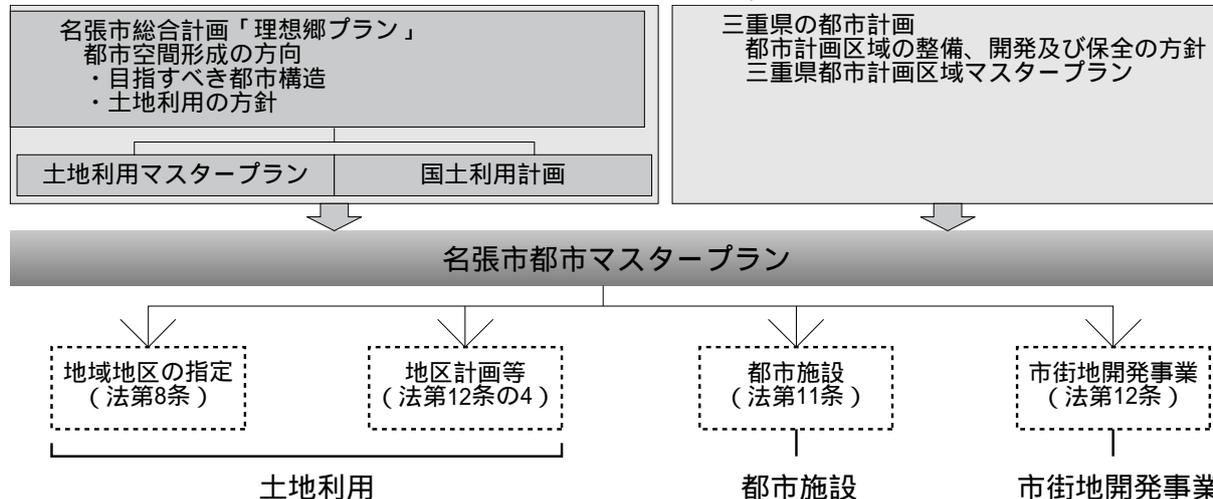


図2 計画の役割

## 広域的役割への配慮

### 中部圏と近畿圏との結節点

本市は三重県の西端にあり、県庁所在都市津市に隣接するとともに中部圏の中心都市である名古屋市から約100kmの位置にあります。また、奈良市、大阪市、京都市、大津市など関西圏の県庁所在都市にも近い位置にあります。

近年の東西の幹線交通網の整備とあいまって中部圏と近畿圏との結節点としての役割に加えて、三重県の西の玄関口としての役割も期待されています。

文化的にはいにしへのころから関西圏とのつながりの深い地域であり、本市への転入者や本市からの転出者をみても県外との移動の占める割合が高く、市民生活のうえでは関西圏とのつながりの方が濃いというのが実感です。

そのため、中部圏・県央との連携を図るとともに、関西圏との連携を意識した都市整備が必要です。



図3 本市の位置（広域）

（資料編参照）

### 伊賀圏域としての一体性

本市は、広域行政圏としては、伊賀地域に属しており、隣接する伊賀市とは密接な関係にあります。

伊賀市、名張市の2市を構成市町村とする広域的な計画として「伊賀地区ふるさと市町村計画 いが新世広域プラン」などがあり、これらの計画との連携も不可欠です。



図4 広域行政圏の区分

### 3 計画の期間

都市計画の実現には通常、20年、30年という長い時間が必要となります。

そのため、一般的に都市計画マスタープランは概ね20年間の都市像や都市づくりの方針を定めることとしています。

なお、現在三重県で見直し中の「都市計画区域マスタープラン」の計画期間は2009(平成21)～2028(平成40)年度になると想定されることなどから、本計画においては、都市計画区域マスタープランとの整合を図るため、計画期間を2010(平成22)年度から、概ね20年後の2028(平成40)年度と定めます。

ただし、今後の社会情勢の変化や各種計画の変更が生じた際は、必要に応じて見直しの検討を行うこととします。

計画目標年次：2028（平成40）年度

### 4 計画の対象区域

都市計画マスタープランの対象区域は、通常、都市として一体的な整備を図るべき区域としての都市計画区域を対象とすることが一般的です。

本市は、都市計画区域と行政区域が等しいため、市全域を計画の対象区域とします。

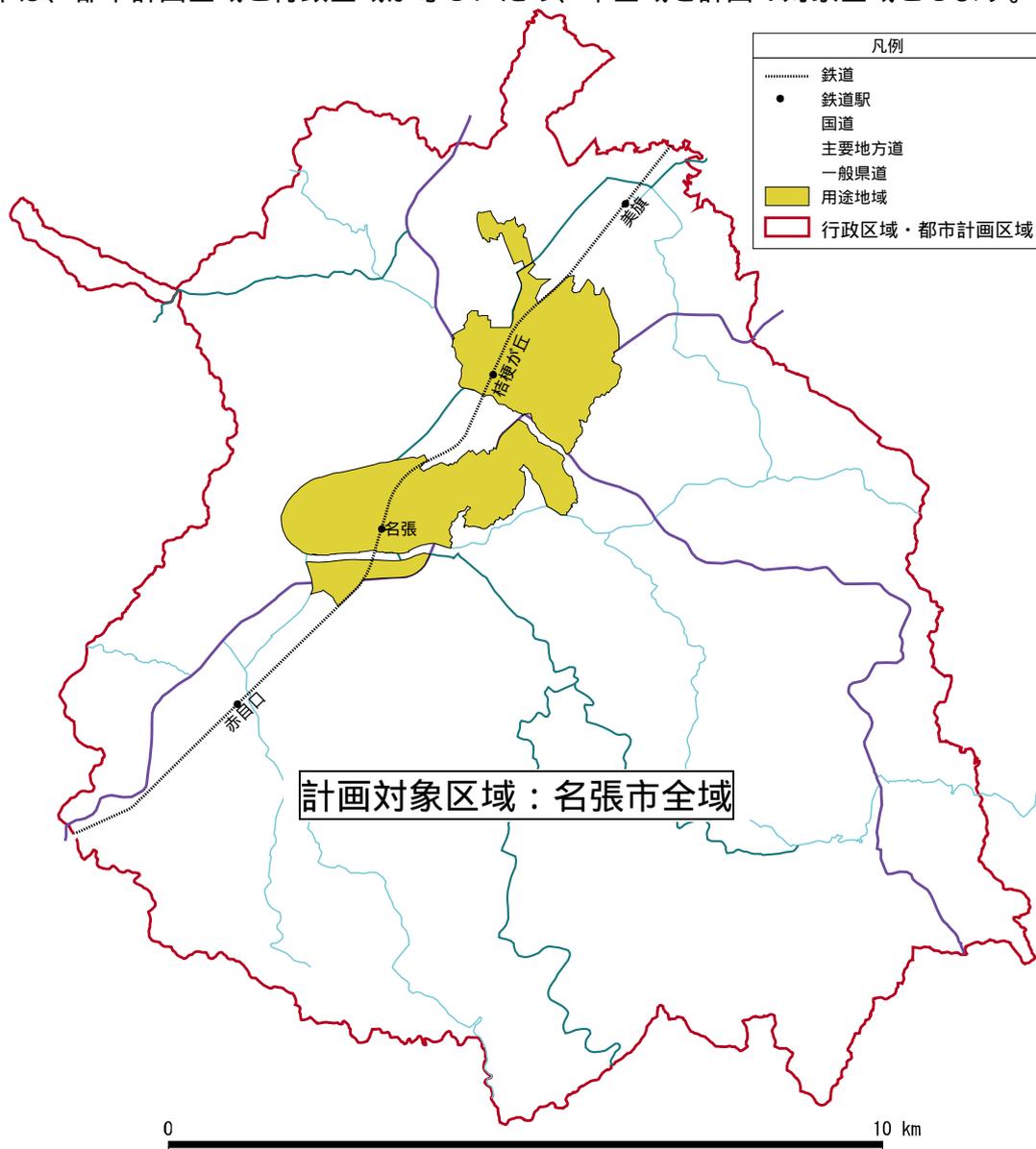


図5 計画の対象区域

(参考)

都市計画では、計画的な都市整備を図るため、行政区域の中に複数の区域を段階的・系統的に定めています。その中には、本市では定めていないものもありますが、ごくおおまかには以下のとおりです。

表1 都市計画における区域の概念

区域の概念	概要
行政区域	名張市の区域
都市計画区域	都市計画の対象となる区域で、本市の場合、行政区域と同じです。
地域地区	用途地域をはじめとする、住宅地、商業地、工業地などの土地利用上の区分を定めるもの。
市街化区域	既に市街地として成熟している地域や概ね10年以内に市街化を図る区域として定めるものですが、本市では定めていません。
市街化調整区域	市街化区域以外の保全を旨とする地域として定めるものですが、本市では定めていません。
市街地	特に法的な定めはありませんが、この計画では地域地区(用途地域)の定められた範囲を市街地と呼んでいます。

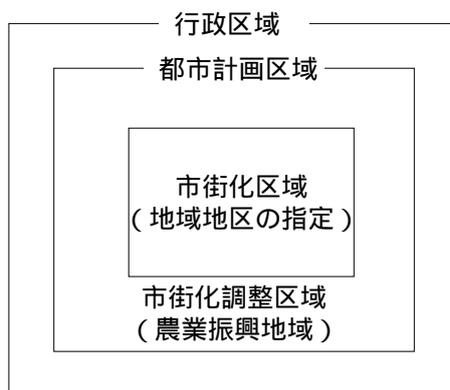


図6 都市計画における区域の関係

## II. 見直しの背景

### 社会・経済の大きな転換点

人口の推移	<p>平成17年の国勢調査をみると本市の人口は減りはじめています。人口推移をもとに試算すると、2015（平成27年）には国勢調査ベースで概ね8万人程度になるものと予想されます。</p> <p>これは、本市に限ったことではありませんが、これまでの人口が増加することを前提としたまちづくりの見直しが求められています。</p>
年齢構造の変化	<p>人口の減少と共に、今後急速に進む高齢化も、まちづくりについて様々な問題を投げかける要因となっています。</p>
都市経営コスト	<p>本市は、用途地域の定められた市街地以外にも開発団地が多数あり、分散型の都市構造となっています。そのため、都市機能を維持するための公共サービス（施設整備、公共交通、上下水道など）に要するコストが嵩みがちです。</p> <p>継続的なまちづくりを進めるうえで、高齢化に伴う社会保障費の増大や人口減少による市税の減収など、都市経営コストについても十分な検証が求められています。</p>
低炭素社会への転換	<p>低炭素社会への転換については、家庭や事業所だけでなく、都市構造においても対応すべき課題が多くあります。</p> <p>本市の分散型の都市構造を支えているのは自動車交通ですが、温室効果ガスの排出を抑制するためには、歩いて暮らせるまちづくりや公共交通の整備など、移動手段の転換などを進めていく必要があります。</p>

### このまちで暮らし続けるために

コンパクトシティ	<p>持続可能なまちづくりを進めていくうえで、このまちに暮らし続けることができるよう、新たな開発を抑制することや既存の市街地・住宅地・集落において地域の魅力を活かした集約型のまちづくりを進めていく必要があります。</p>
新しい「こま」公	<p>まちづくりには多様な主体の参加が不可欠です。地域社会を多様な主体が担う「新しい公」の社会形成により持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。</p>
シビルミニマム <sup>1</sup>	<p>高齢化や人口減少に対応できるまちづくりを進めていくためには、市民が暮らしていくうえでのシビルミニマムを設定し、これを公的なサービスとして確保するという合意形成が不可欠となっています。</p>

（詳細については、資料編「III. 社会経済構造の変化について」を参照）

<sup>1</sup> 自治体が住民に保障しなければならない最小限度の生活水準のこと。



# 第一部 ビジョンと方針

<p>2 つの方針</p>	<p><b>まとまりのある市街地と集落の整備</b></p> <p>新たな開発を抑制し、まとまりのある市街地と集落の整備を進めるため、土地利用、都市施設の整備を進めます。</p> <p><b>軸の整備と市内連携の充実</b></p> <p>市内各拠点をつなぐ軸の整備を図るとともに、市内における多様な連携の充実を図っていきます。また、公共交通などを中心として、市民の暮らしを支えるシビルミニマムを確保し、暮らしやすい都市の実現をあわせて目指します。</p>	
<p>都市のビジョン</p>	<p><b>この街が私のふるさと なばり</b></p> <p><b>にぎわいも 暮らしも きずなも とわに久しく 美しく</b>  <b>住み続けたいこのまちが、私たち共有の財産です。</b></p>	
	<p><b>多様な居住</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地・集落にまとまりのある都市</li> <li>・適切な居住環境を選択できる都市</li> </ul>
	<p><b>連携の強化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通軸の整った都市</li> <li>・市民の暮らしを支える都市</li> </ul>
	<p><b>美しい都市</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美しく魅力あふれる都市</li> <li>・地域の活力を創造する都市</li> </ul>
<p>将来の都市構造とまちづくりの方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地拠点、生活文化拠点、産業拠点、観光・交流拠点など市内各拠点に応じた土地利用規制と都市施設整備を行います。</li> <li>・東西・南北の都市交通軸の整備により市域全体の連携を強化するとともに、広域交通軸の整備を通じて広域アクセスの改善を図ります。また、市内交通軸の充実により利便性向上に取り組みます。</li> </ul>	
<p>土地利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な土地利用の規制・誘導を通じて、二地域居住、田舎暮らし、まちなか居住など本市の財産である多様な居住環境の魅力を高めていきます。</li> <li>・秩序ある土地利用の推進により整然とした美しい都市を目指します。</li> <li>・農地や山林、自然公園区域など土地の特性に応じた利用を図り災害に強い都市づくりを進めます。</li> </ul>	
<p>都市施設の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力的な市街地・集落を形成していくため、拠点の特性に応じた都市施設の整備を図ります。</li> <li>・魅力的な市街地の公園、山間地における体験空間など地域の魅力を高める都市施設の整備を図ります。</li> <li>・集約型都市の実現を支える軸の整備など、持続可能な都市を目指した都市施設の整備を進めます。</li> <li>・公共交通の確保などいつまでも安心して暮らすことのできる都市施設の整備を目指します。</li> </ul>	

# 1. 2つの方針

総合計画で示した都市を実現していくためには、社会経済環境の変化に対応した新たな都市形成の方向を目指すとともに、従来の都市形成の歴史を引き継ぎ、市内のそれぞれの地域を活かし、総合計画における都市整備の目標である「誰もがいきいき輝いて幸せに暮らすまち」の実現を目指していかなければなりません。

## 1 まとまりのある市街地と集落の整備

今後の都市形成においては、現在の分散型の都市構造から集約型都市への転換を図ることを基本的な方針の1つとしていきます。

ここで、集約型都市といっても市内において複数の拠点が存在することは必ずしも矛盾するものではなく、むしろそれぞれの拠点において集約型都市の実現を図ることが大切です。

そのため、新たな開発を抑制し、各拠点の特色に応じた集約化を進めるとともに、各拠点における活力ある地域づくりを目指します。

### 1) 郊外部での開発抑制と拠点への誘導

郊外部での新たな住宅地等の開発については、これを抑制します。

あわせて既存の各拠点への各種資本、人口などの緩やかな誘導を図り、拠点ごとの集約化を図ることにより都市活動の効率を高めていきます。

### 2) 市街地における都市機能の充実

本市の中心となる地域は、本市の中心であるばかりでなく、伊賀圏域全体の拠点としても位置付けられるものであり、行政機能、商業・業務機能、都市型居住機能などの市街地機能を集約し、明確な輪郭をもたせていきます。

同時に、都市の中心にふさわしいにぎわいの場としての整備を進めるとともに、都市経営効率の向上、環境負荷の軽減のため歩いて暮らせるまちづくりを推進していきます。

### 3) 各拠点における集約化の推進と個性を活かした活力の創造

居住区が緑の中に浮かぶ島の様に配置され、すべての島が、緑の恩恵を受けることができるコンパクトな、美しく健やかな居住区となるよう拠点化を推進します。

そのため、それぞれの拠点の特性を活かした集約化を進め、拠点の充実を図ります。

## 2 軸の整備と市内連携の充実

### 1) 都市軸、市域交流軸の重点的整備

拠点の整備に合わせてこれらをつなぐ軸の整備を重点的に行い、暮らしやすい都市づくりを目指します。

また、軸の整備により限られた資源を有効に活用できる市内連携の充実を図ります。

さらに、このような連携・交流のための基盤を活用した地域における活力の創造にも取り組みます。

### 2) シビルミニマムの確保

今後の高齢化や人口減少などにより地域での公共・公益サービスの水準が低下していく可能性があります。

そのため、公共交通などを中心として、シビルミニマムの確保を図っていきます。

## II. 都市のビジョン

本市をとりまく環境は、年々厳しさを増しています。

都市全体として見れば、人口が減少することによる地域における活力の低下、コミュニティの崩壊、さらには都市としての魅力や質の低下など、都市機能の衰退が懸念されます。

都市づくりの面では、市内における居住の場が無秩序に拡散することによって長期的に生活環境が悪化していくこと、分散型都市を支える交通軸が効率的に機能しなくなることが最大の懸念材料となっています。

このような現在の都市づくりにおける様々な問題が相互に循環する都市としての衰退のシナリオに陥ることなく、持続可能な都市を形成していくことがまず求められます。

つまり、交流人口の増加を含めた人口の確保、良質なコミュニティの形成、都市としての魅力・質の向上などからなる正の循環への転換を図ることが不可欠となっています。

そして、このような正の循環へと転換していくためには、多様な居住を選択できるという本市の特質を最大限活用することができるよう、まとまりのある市街地と集落の整備を進めること、市街地や集落の連携、人と人との連携を支える軸の強化・充実を進めること、そして、美しく暮らしやすい魅力的な都市を形成することが求められています。

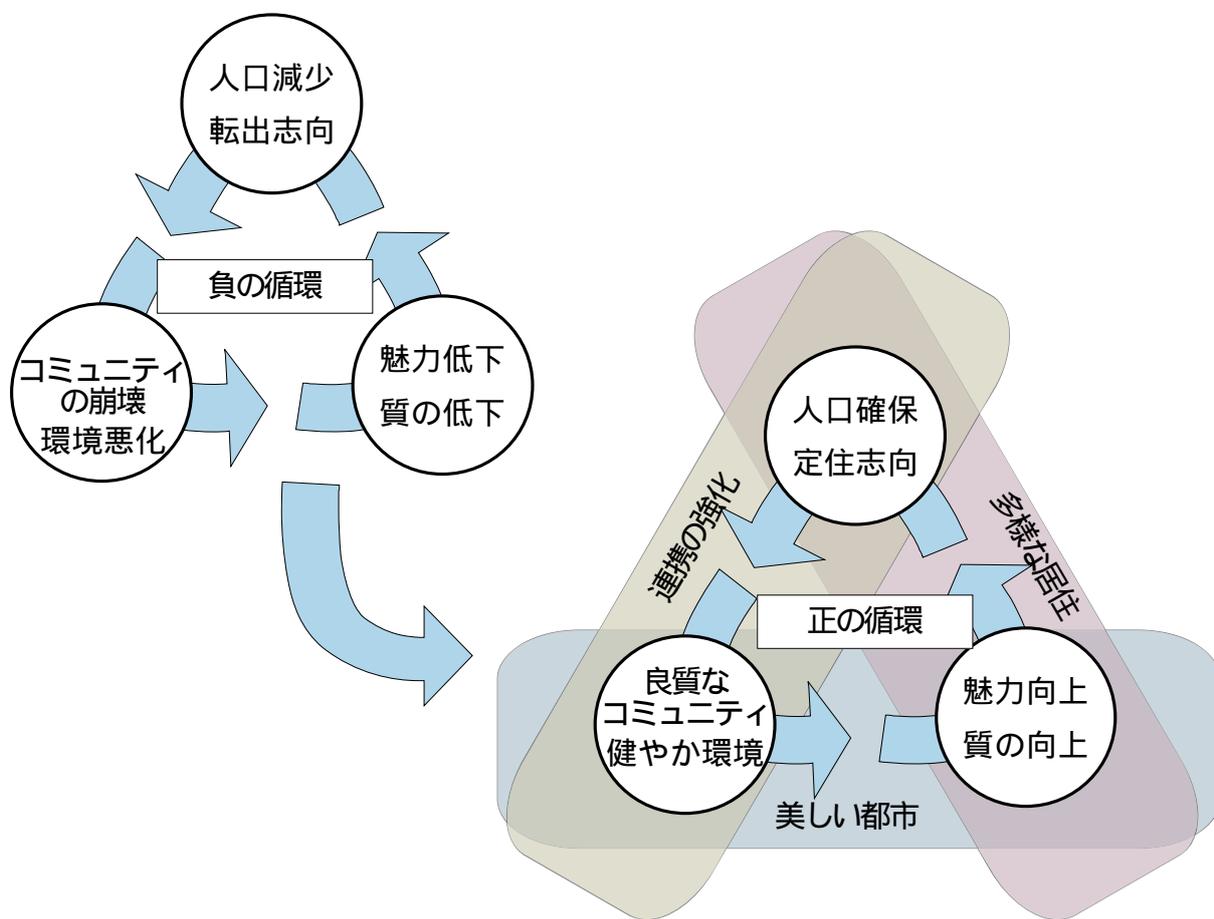


図7 転換期における都市づくり戦略（概念図）

本市が目指す都市は、まず、持続可能な都市であり、いつまでも暮らし続けることのできる都市です。そのためには、次の3つの都市づくりの理念を具体化していく必要があります。

## 1 計画の柱

### 1) 多様な居住

～このまちが私の人生の舞台、自分らしく暮らせるまちに～

ライフスタイル、ライフステージに応じて適切な居住環境を選択できる  
都市づくり

- ・暮らしのまちである本市の重要な資源として、多様な居住環境があります。歴史と伝統豊かな町屋での暮らし、自然に恵まれた農村や山村での暮らし、近代的な住宅地での暮らしなど様々です。このような多様な居住環境を市民一人ひとりの生き方（ライフスタイル）や市民一人ひとりの生活段階（ライフステージ）に応じて、魅力ある選択が可能な都市づくりを進めます。
- ・そのため、新たな開発を抑制することで、まとまりのある市街地や集落を形成し、市街地や集落における暮らしやすい環境の整備を図っていきます。

### 2) 連携の強化

～ここがわたしのふるさと、つながりがゆたかに続くまちに～

交通ネットワークの整備による機能的で暮らしやすい都市づくり

- ・暮らしの場となる市街地や集落の整備を図るとともにこれらをつなぐ交通軸の整備を進め機能的・機動的な都市の実現を目指します。
- ・また、施設配置についても規模や利用圏に応じた適切な集中と役割分担を実現します。
- ・同時に、市民の暮らしを支えるシビルミニマムとしての公共交通の確保など様々な側面からの「つながり」が充実したまちづくりを目指します。

### 3) 美しい都市

～美しい公園を散歩しているような、歩くことが楽しいまちに～

地域の特色を活かし、活力と潤いを創造していく美しい都市づくり

- ・本市には豊かな自然、長い歴史をもつ農村、歴史的・文化的資源、美しい野山など多様な風景が残されています。
- ・このようなまちの美しさを育て、市全域が公園のような魅力的なまちづくりを進めていかなければなりません。

## 2 都市のビジョン

3つの柱を総合する本市の将来の都市のビジョンを次のように定めます。

この街が私のふるさと なばり

にぎわいも くらしも きずなも とわに久しく 美しく

住み続けたいこのまちが、私たち共有の財産です。

### III . 将来の都市構造とまちづくりの方針

現在の土地利用、都市施設整備等の状況を踏まえ、いつまでも暮らし続けることのできるまちづくりを進めるため、拠点（個性ある都市資源の集積）と軸（交通・交流のための都市施設）の整備方向を次のように設定します。

#### 1 拠点の形成

本計画においては、以下の拠点を位置付けています。

表2 拠点の区分と位置付け

市街地拠点	都市機能拠点	本市の中心となる都市機能 <sup>2</sup> の集積をさらに図る地域	希中央、鴻之台など
	都市交流拠点	既存の資源を活用し、にぎわい、交流機能の充実を図る地域	名張地区など
	都市居住拠点	土地利用の高度化を図り利便性の高い居住環境を創出する地域	桔梗が丘など
生活文化拠点	都市型生活文化拠点	優れた居住環境を活かしてさらに暮らしやすい地域づくりを進める地域	梅が丘、百合が丘、富貴ヶ丘、春日丘
	近郊型生活文化拠点	豊かな自然環境や周辺地域との連携を活かしつつ暮らしやすい地域づくりを進める地域	つつしが丘、すずらん台
集落居住拠点	公民館、市民センター、小学校、郵便局などがあり、生活基盤施設の集積を図り地域のセンターとなる拠点		
産業拠点	工業団地などとして開発された地域や今後の市内各地域における活力維持、雇用創出のための拠点となる地域		
観光・交流拠点	観光施設、交流施設（体験型施設、滞在型施設など）などにより拠点的な性格を有する地域		

（集落居住拠点、産業拠点および観光・交流拠点の位置については、公民館、保育所、小学校など、各地域で利用される施設と全市的に利用される施設の配置状況、工業団地の整備状況および観光・交流施設等整備状況などを考慮し設定します。）

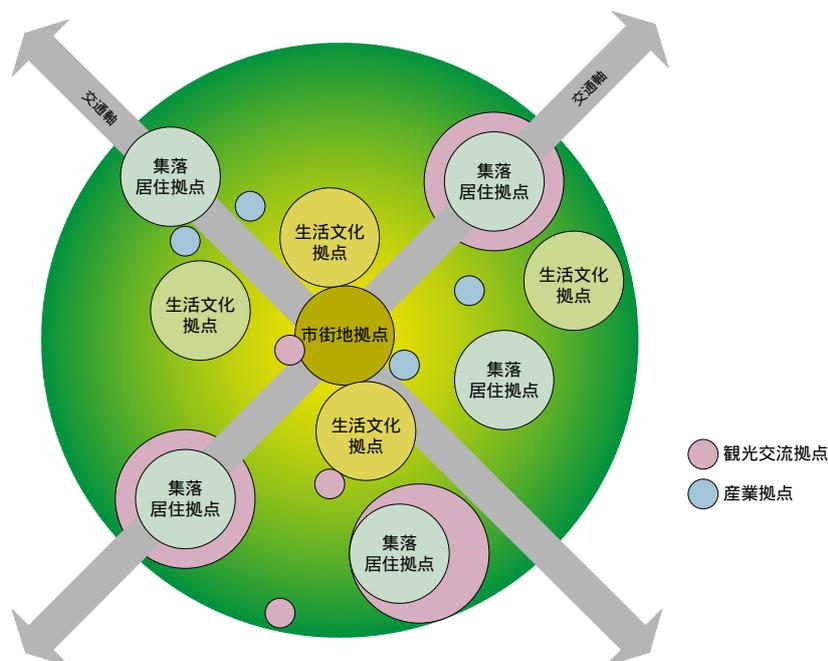


図8 拠点区分概念図

<sup>2</sup> 本計画においては、都市機能として市役所・図書館などの公共公益機能の集積、商業店舗の集積、主要鉄道駅や幹線道路の集中していることなどを指しています。

## 1) 市街地拠点

市街地拠点においては、市域を支えるエリアとして、効率的な都市活動を促進するため、商業、業務、居住機能などの都市機能の集約化に努めます。

また、役割に応じて、都市機能拠点、都市交流拠点及び都市居住拠点を設定します。

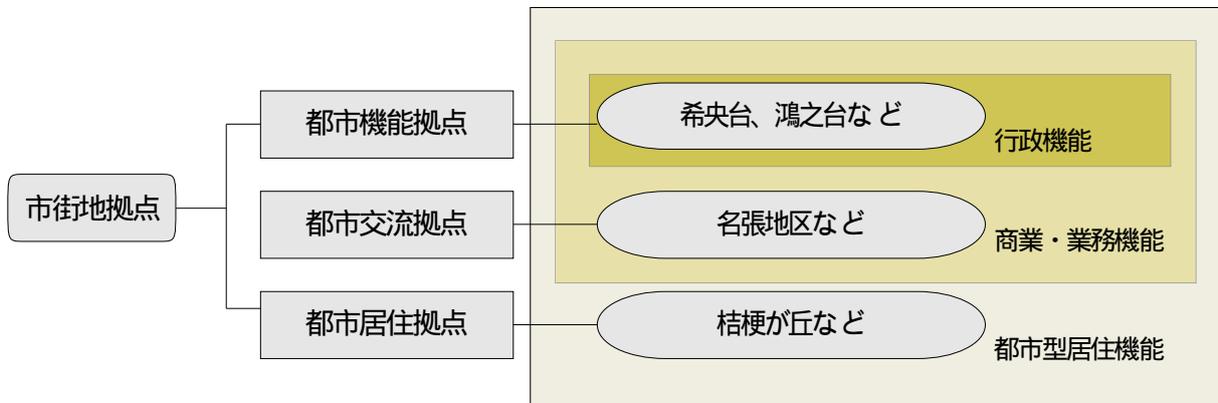


図9 市街地拠点の機能区分

市街地拠点においては、以下の取組みを進めます。

### 公共・公益施設や商業・業務機能の集積の促進とにぎわいのまちづくり

- ・商業系用途地域の適正な配置を行い、役割に応じた商業・業務機能の集積を図ります。
- ・コミュニティビジネスなど地域内経済の循環などに資する市民活動を促進し、にぎわいのあるまちづくりを目指します。
- ・市域全体を利用圏とする公共・公益施設の機能強化を図ります。

### 歩いて暮らせるまちづくりの推進

- ・歩行者・自転車専用道、ポケットパーク、サイン類の整備等、歩行者・自転車に配慮し、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。
- ・公共・公益施設の利用やショッピングなど回遊性を高め長時間滞在することのできるまちづくりを進めます。

### 市街地居住の魅力あふれる居住環境の整備

- ・市街地に暮らすことの魅力（公共・公益施設への近接性、文化・娯楽施設等への近接性など）を堪能できる居住環境の整備を図ります。

## 都市機能拠点

希中央、鴻之台エリア

主要駅である名張駅から徒歩で移動可能な位置にあり、道路をはじめとする基盤整備が整っていること、あらゆる交通移動手段によるアクセス環境が良好であり、全市的に利用の対象となる公共施設などが集積していることなどから、希中央・鴻之台地域を本市の核となる都市機能拠点として位置付けていきます。

都市機能拠点は、市民の生活と交流の場であり地域の社会的、経済的及び文化的活動の拠点となり、また、伊賀圏域全体の拠点としての役割も果していく必要があります。

このようなことから、都市機能拠点に関しては、以下の取組みを進めます。

### 都市機能拠点における取組み

- ・安心安全で健やかな市民生活を支える効率的な行政機能及び市民活動の拠点となる交流機能を強化します。
- ・伊賀地域の中核都市として相応しい都市機能を担うエリアとして、公共・公益施設の集積を図ると共に、商業・業務施設の立地を促進しにぎわいのあるまちづくりを進めます。
- ・本市の新しい市街地として、機能的で美しい都市空間を創出します。
- ・全ての市民にとって利用しやすい市の中心として、市内各拠点との公共交通機関によるアクセスの改善に取り組みます。
- ・都市機能拠点においては、歩行者・自転車道ネットワークの環境整備に努めます。また、公園と一体となった広幅員歩道などの活用により歩いて暮らせるまちづくりを目指します。
- ・都市機能拠点における、商業・業務機能の更なる集積を図るため、用途地域指定の見直し等を進めます。
- ・名張駅前の整備について検討を行い、市の中心駅としてふさわしい機能確保に向けた整備を進めます。

(参考：都市機能拠点における都市機能集積状況)

- ・本市の主要駅である名張駅の近隣には図書館、市役所、中央公園などの主要な公共公益施設及びレクリエーション施設が立地しています。
- ・これらの施設群は、ほとんどが半径1km圏にあります。
- ・この地域においては、公共交通網の充実、歩行者・自転車ネットワークの充実により「歩いて暮らせるまちづくり」が可能となっています。
- ・特に希中央、鴻之台エリアについては、土地区画整理事業により十分な基盤整備が行われた区域となっています。



図10 都市機能拠点の範囲

## 都市交流拠点

名張地区

名張地区は、長い歴史を通じて本市の中心としての役割を果たしてきた地域で、商業業務の求心力は名張駅東側及び国道165号沿道にシフトしつつあるといふものの、名張地区でしか提供できない商業サービスや医療施設など、他の地域に比べ、これまで蓄積された都市機能が充実しています。また、起伏の少ない地形的な条件などから高齢者をはじめとする交通移動不便者にとっても、徒歩圏で日常生活をまかなえる地区となっています。

しかし、古くから市街化が進んだ地域であるだけに、面的な整備が進まず、戦後の社会変化（モータリゼーションの進展、郊外型居住の進展など）に充分に対応できていないのが実情で、狭隘な道路、老朽化し密集している住宅街区などがみられ、魅力的な居住環境の形成が充分ではないといえます。これまでも名張地区における土地区画整理事業等の面的な整備のための検討は行ってきましたが、様々な制約や地域での合意形成の面で具体化されてきていないのが実情です。

他方、歴史的な資源や古くからの街並みが残されていることも重要で、整備と保全とのバランスを図りながら適切なまちづくりを進めていく必要のある地域もみられます。

そのため、名張地区に関しては、既存の商業地域及び主要道路沿道を含む「にぎわい創出エリア」、歴史的なまちなみの整備を中心としてまちづくりを進める「まちなみ創出エリア」及び市街地としての基盤整備を図っていくべき「くらし創出エリア」に区分するとともに、全体として市街地における＜交流＞を基軸とした取組みを進めていく必要があります。

にぎわい創出エリア	既存の商業地域等を中心とした地域において都市計画道路の整備にあわせて沿道及び周辺のにぎわいの創出を図っていくべき地域
まちなみ創出エリア	歴史・文化・伝統に基づく観光・交流の拠点として、景観形成と市街地整備とをあわせて行なうエリア
くらし創出エリア	市街地としての基盤整備が充分に進んでおらず、今後市民の協力を得つつまちづくりを進めていくべきエリア

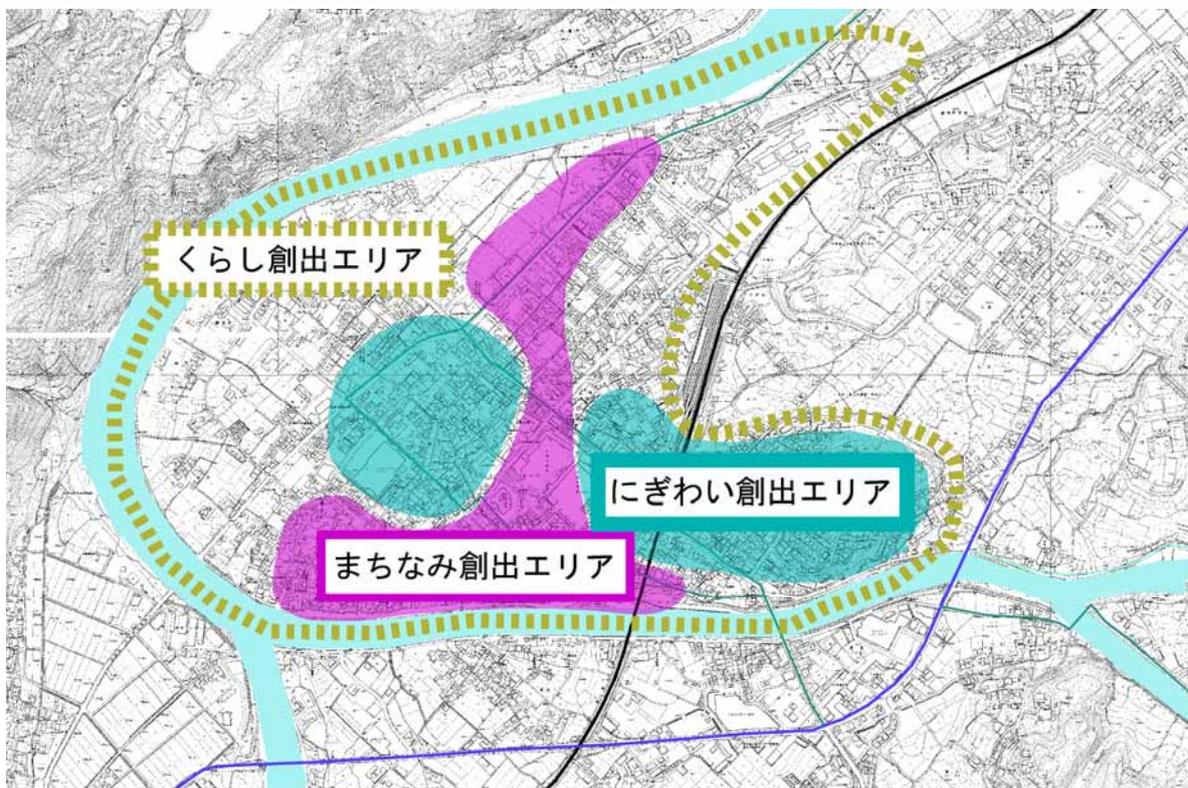


図11 名張地区整備概念図

名張地区においては、以下の取組みを進めます。

#### にぎわい創出エリアにおける取組み

にぎわい創出エリアは、名張地区のなかでも商業・業務機能の集積が進んでいる地域で公共・公益サービスも充実しています。また、主要駅から徒歩で移動可能な位置にあり、にぎわいの拠点にふさわしい地域です。

しかし、道路を含めた基盤整備が十分に進んでいないのが実情で、防災面でも課題が残るほか、面的な整備を図っていく下地も十分に形成されているとはいえない状況にあります。

そのため、にぎわい創出エリアにおいては以下の取組みを進めていきます。

- ・にぎわい創出エリアにおいては、都市計画道路等の基盤整備を進めるとともに、これらの事業にあわせて周辺の基盤整備を促進し、都市機能の集積を図っていきます。
- ・名張駅前の整備については、都市計画道路の見直しを含めた検討を行い、市の中心駅にふさわしい機能確保に向けた整備を進めます。
- ・地域が主体となったまちづくり計画の立案を促進し、都市計画道路の見直しと整備の必要性の高い道路の優先的な整備、住宅の耐震改修、共同建替えなどを促進し、防災耐力の高いまちづくりを進めていきます。

#### まちなみ創出エリアにおける取組み

名張地区には、名張藤堂家邸跡、宇流富志禰神社などの歴史的な地域資源が豊富に残されています。また、初瀬街道の宿場町であったことから宿場町の面影を色濃く残す町屋や「ひやわい」と呼ばれる路地も多く残されており、景観形成を積極的に図り、まちなみ景観や歴史資源を活用した交流拠点として整備を図っていくべき地域となっています。

このようなまちなみの残されたエリアにおいては、面的な整備や幅員の広い道路整備を行うことは風情あるまちなみの減少につながることでありますが、一方では、防災面や環境面では何等かの手法により住宅の更新（耐震化を含む）を促進する必要にも迫られています。

そのため、名張地区においては、景観形成と住宅の更新をあわせて進めることのできるよう総合的な計画づくりを地権者や地域の皆様との協働により進めていく必要があります。

- ・地域住民と一体となって（仮称）「名張地区まちなみ整備基本計画」を策定し、住宅の更新、まちなみの整備、景観形成をあわせて行う手法の検討を行います。
- ・まちなみに配慮して住宅の建替えを行う世帯への補助制度等を検討します。
- ・まちなみ整備エリアにふさわしい土地利用規制を検討し、不適格建築物の解消など、建替えを促進します。
- ・空き家や空き地を活用した交流拠点の整備に取り組みます。また、空き家バンク等による活用を検討します。
- ・高齢者をはじめ誰もが歩いて暮らしやすい市街地としての環境づくりを進めます。
- ・木造住宅が密集している箇所があり、景観形成と歩調を合わせながら快適な居住環境の実現を図ります。
- ・歴史的資源を活用した交流拠点としての整備に取り組みます。
- ・初瀬街道、築瀬水路など地域固有の資源を有効に活用したまちづくりを進めます。
- ・地域の産業の振興を図りにぎわいづくりに努めます。

## くらし創出エリアにおける取組み

整備促進エリアには、面的な基盤整備への取組みが遅れたことにより住宅敷地が狭く建替えが進みにくい実情にあり老朽化した木造住宅が密集している地域、用途地域の指定が行われつつも十分な市街化が図られていない地域などが含まれています。

そのため、エリア内外に商業系用途地域を有し本市の主要駅に近接する地域にありながらも市街地居住の魅力を十分に享受できる環境の整備が行われていない状況にあるといえます。さらに、エリア内には、救急車両の進入が困難な街区があるほか、耐震性の低い住宅が多く大地震が発生した場合には大きな被害が発生するおそれもあります。

そのため、地権者や居住者を中心としたまちづくり計画の策定を促進し、この計画を支えるための各種事業手法（沿道型土地区画整理事業、ミニ区画整理、共同建替え等）の導入を検討することなどにより地域内の基盤整備及び住宅の更新を促進していきます。

- ・地権者や居住者を中心としたまちづくり計画の策定を促進します。
- ・地権者の協力を得つつ、地域内における沿道型土地区画整理事業、ミニ区画整理、共同建替え等による基盤整備に関する検討を進めます。
- ・耐震性の低い木造住宅の建替えを促進します。
- ・国や住宅金融支援機構が提供する一連のリバースモーゲージ等の施策を活用して住宅の建替えを行う高齢者等に対する支援について検討します。

## 都市居住拠点

桔梗が丘地区

桔梗が丘地区は、市街地にあり鉄道駅に近接する本市で最も成熟した開発団地であり、桔梗が丘駅周辺及び国道165号沿道に、商業・業務施設等の集積がみられます。しかし、地区の大部分が、住宅用地であることから住宅に特化した地域地区が指定されており、商業・業務施設の立地には一定の制約があります。

そのため、開発団地の中でも桔梗が丘地区に関しては、鉄道をはじめとする公共交通機関が充実し、市街地内にあることもあり、都市居住拠点として位置付け、今後、地区内の高齢化やライフスタイルの多様化に対応するため、地域の実情に応じた都市機能の向上を促す土地利用が可能となるよう調整していく必要があります。

都市居住拠点においては、以下の取組みを進めていきます。

### 都市居住拠点における取組み

- ・熟成した市街地居住区として、より深みある都市機能の充実を図るため、住機能及び商業業務機能の質の向上と適正配置に努めます。
- ・地域の実情に応じた商業・業務機能の立地に配慮しつつ、用途地域の見直しを行います。
- ・地域の魅力を高めるため、必要な商業・業務施設の立地など、よりきめ細かな土地利用のあり方について、地区計画の導入など、地域の皆様との協働により検討を進めます。
- ・歩いて暮らせるまちづくりを進めるため、日常利便性の向上、自転車や歩行者の利用に配慮した道路管理を行います。

## 2) 生活文化拠点

本市には市街地の外部に規模の大きな開発団地が立地し、これらの地域は、市街地と同等の土地利用規制や建築物の形態規制が行われていると同時に都市機能の集積も図られており、一定のまとまりを持った優れた居住環境を提供しています。

しかし、住区が画一的であることや入居時期が集中していることから、建物の老朽化と地域の高齢化が同時に進むことが予想されます。また、住宅地としての成熟に伴ない、開発時の土地利用・建築物規制と地域ニーズとの隔たりもみられるようになっていきます。

生活文化拠点の魅力は、豊かな自然や地域の伝統文化を都市的な居住環境の下で享受することができること、新たな地域コミュニティの創出を通じて暮らしやすい地域の創造につなげることができることなど様々です。このような魅力を活かして地域の多世代化、住区が多様化、都市機能の多様化などを図っていくことが重要になってきます。

生活文化拠点の立地条件、土地利用状況や居住年齢構成などを考慮すると、都市的で機能的な居住を重視する「都市型生活文化拠点」と、地域との交流やライフスタイル（健やかなスローライフ<sup>3</sup>への志向、ロハス<sup>4</sup>志向など）のオリジナリティーを重視する「近郊型生活文化拠点」とを区分することができます。

生活文化拠点においては以下の取組みを進めます。

### 生活文化拠点共通の取組み

- ・（地域の中核施設）生活文化拠点においては、市民のニーズ、社会経済環境の変化に対応し、公民館、市民センター等、地域の核となる施設の機能強化を図ります。
- ・（公共交通）市内の生活文化拠点に関しては、地域との連携などを通じて、路線バス、コミュニティバスなどによる公共的交通手段の確保を図ります。
- ・（定住促進）ライフステージに合った住宅の選択やそのための住替え、建替えなどを効率的に促すための施策を検討し、地域活力の維持、再生が図られる仕組みづくりを進めます。
- ・（土地利用）生活文化拠点については、市街化の進行や将来の見通しを見定めたくうえで、用途地域の指定を行うとともに、必要に応じて地区計画等により適切な土地利用が図られるように取組みを進めます。
- ・空き地や空き家を有効利用するための方策について、先行事例等を勘案しながら検討を進めていきます。

<sup>3</sup> その土地の伝統的な食文化や食材を見直す運動や食品自体をスローフード（Slow Food）というが、ここから、地産地消や歩行型社会を目指す生活様式を指してスローライフ（Slow Life）という言葉が作られた。

<sup>4</sup> LOHAS（ロハス、ローハス）とはLifestyles Of Health And Sustainability（健康と持続可能性な、もしくはこれを重視する）ライフスタイル）の略。

## 都市型生活文化拠点

梅が丘、百合が丘、富貴ヶ丘、春日丘

本地域は、市街地に近接する開発団地で、交通利便性が高く、団地内には商業施設等も立地しています。

しかし、団地内の土地利用の制限は、開発許可時の条件等によるものであり、用途地域が無指定であることから、広く将来にわたりまちづくりの方向性を法的に示すことができておらず、居住地域としての成熟に伴って発生する複合的土地利用（商業施設や事業所の立地など）への対応を充分に行うことができない状況にあります。

そのため、今後は画一的な住宅地から地域の魅力を高めより質の高い住宅地の形成を促すための方策が求められています。

### 都市型生活文化拠点における取組み

- ・地域の魅力を高めるため、商業・業務施設の立地などが適正に図られる土地利用のあり方を検討します。
- ・歩いて暮らせるまちづくりを進めるため、自転車や歩行者に配慮した道路環境の整備を行います。

## 近郊型生活文化拠点

つつじが丘、すずらん台

本地域は、主として山地縁辺部の丘陵にある開発団地で、交通利便性はやや低いものの、自然環境が豊かであり、近隣の農村、農山村との日常的な交流や地域の伝統文化にふれる機会が多いことなど、都市的な暮らしと農村的な暮らしの双方の魅力を享受できる要素を兼ね備えた地域です。

そのため、豊かな自然環境や農村・農山村との交流など、地域の魅力を積極的に活かせる地域づくりが求められています。

### 近郊型生活文化拠点における取組み

- ・ゆとりある居住空間の創出と利便性の確保に努めます。
- ・豊かな自然環境や周辺の農業集落との交流などの条件を活かした魅力づくりを行い、定住を促進します。

### 3) 集落居住拠点

本市は複数の町村が合併を行ってきた経過があり、市内には様々な集落や小規模な住宅地などが点在しており、それぞれの地域には、公共施設や地域の拠点となる施設・機能の配置が見受けられ、地域ごとにセンターとなるべきエリアが形成されています。

こうしたエリアについては、地域の特性や公共施設等、生活を支える諸機能の集積状況などを踏まえ、各地域を支える集落居住拠点として位置付け、以下の取組みを進めます。

- ・（地域の中核施設）市民のニーズ、社会経済環境の変化に対応し、公民館、市民センター等、地域の核となる施設の機能強化を図ります。
- ・（公共交通）地域との連携などを通じて、路線バス、コミュニティバスなどによる公共交通手段の確保を図ります。
- ・鉄道駅のある拠点においては、鉄道駅の利用を促進するための取組みを進めます。また、鉄道駅のない拠点においても、地域における交通センターとなるよう、機能の確保を図ります。
- ・（定住促進）ライフステージに合った住宅の選択やそのための住替え、建替えなどを効率的に促すための施策を検討し、地域活力の維持、再生が図られる仕組みづくりを進めます。
- ・適切な土地利用規制を通じて農村の魅力を高めるとともに、空き家・空き地の活用による二地域居住の促進などの取組みを進めます。
- ・（土地利用）市街地のスプロールや更なる住宅地の分散による生活環境の悪化、都市経営コストの増加を回避するため、新たな開発を抑制していきます。
- ・集落における適切な土地利用が図られるよう集落内の土地利用をコントロールするための計画づくりを進めます。
- ・集落内の空き家、空き地、耕作放棄地などを有効に活用するための方策についての検討を地域と一体となって進めます。
- ・（にぎわいづくり）観光・交流機能、農業・林業などの経済基盤、鉄道駅などの既存資源など、地域ごとの特性を活かした振興方策を通じて地域のにぎわいづくりに取り組みます。
- ・農地・山林の保全を図るとともに、地域の農業や林業を核とし、地域の活力の維持、増進を目指した施設等の整備を検討していきます。
- ・美旗古墳群、赤目四十八滝、青蓮寺湖およびその他の観光・交流資源については、周辺環境の整備、地域と一体となった景観形成により観光・交流の促進を図ります。

#### 4) 産業拠点

本市においてはこれまで産業の集積を図るべく工業団地の開発等により企業の立地を促してきました。

しかし、近年は、名神高速道路及び新名神高速道路等の国土軸へのアクセスのよい地域において工業立地が集中する傾向があります。

他方、就業の場としては、工業などの二次産業だけでなく三次産業の割合も高まっており、今後の就業の場の確保という観点からは、従来型の工場の誘致だけでなく、商業、サービス業、地場産業、及び農業や林業の素材を活かした産業などの重要性が高まってくるものと考えられます。

このようなことから、大規模な産業拠点としては、従来の工業団地を中心として位置付けますが、市街地における商業・業務機能の集積拠点、農業や林業を活かした産業の振興拠点や地場産業の振興拠点、コミュニティビジネス<sup>5</sup>やその他の多様な産業を育成する拠点など、各生活文化拠点内においてそれぞれの適性に応じた産業（事業所、交流施設など）の立地を促進します。これらについては、市内各拠点における事業所立地動向に対応した適切な土地利用規制を行います。

産業拠点においては以下の取組みを進めます。

- ・（工業団地）工業団地における企業環境の保全や機能強化を図ります。
- ・（市街地における商業・業務機能の集積）市街地における商業・業務機能の集積を図るため、国の産業施策に配慮しつつ新たな産業の育成、支援に努めます。また、そのための土地利用規制の適切な運用等を進めます。
- ・（地域産業の振興）農業や林業を活かした地域産業の振興を図るための土地利用や都市施設整備を進めます。
- ・（多様な産業の育成）コミュニティビジネス、地場の産業などの振興を図るため、従来の産業立地の枠組みにとらわれず新しい視点での取組み（開発団地における介護サービス関連事業所の立地支援、市街地の公共施設におけるNPO等の活動支援、農業や林業を核としたニュービジネスの展開支援、里山を活用したバイオマス関連の活動への支援など）を進めます。

<sup>5</sup> 市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの形で解決していく手法のこと

## 5) 観光交流拠点

本市の観光レクリエーション施設等への入込客数は、年々減少の傾向にあります。

しかし、本市は農の環境、森林の環境など優れた資源を有しています。

そのため、従来の農業集落のうちでも赤目、青蓮寺、美旗、国津などの自然環境の豊かな地域、名張地区の優れた歴史的景観などを観光交流資源として位置付け、これらを積極的に活用していくべき地域として観光交流拠点を位置付けます。

また、今後、産業構造の転換を図っていくうえでは、地域の資源を活かした取組みの重要性が高まっており、中山間地の農業、市街地の景観、山地の自然などを活用した「観光交流産業」への飛躍のための条件整備も求められています。

観光交流拠点においては以下の取組みを進めます。

- ・（施設等の整備）体験型施設、滞在型施設等の整備を地域との連携の下で進めます。
- ・（景観の形成）自然環境や歴史的な資源を活用した景観形成を図ります。
- ・（拠点の形成）本市には、長い伝統をもつ地場の産業や歴史的なまち並みなどが残されています。これらを活用した新たな観光交流拠点の形成のため、市民と連携して取り組みます。

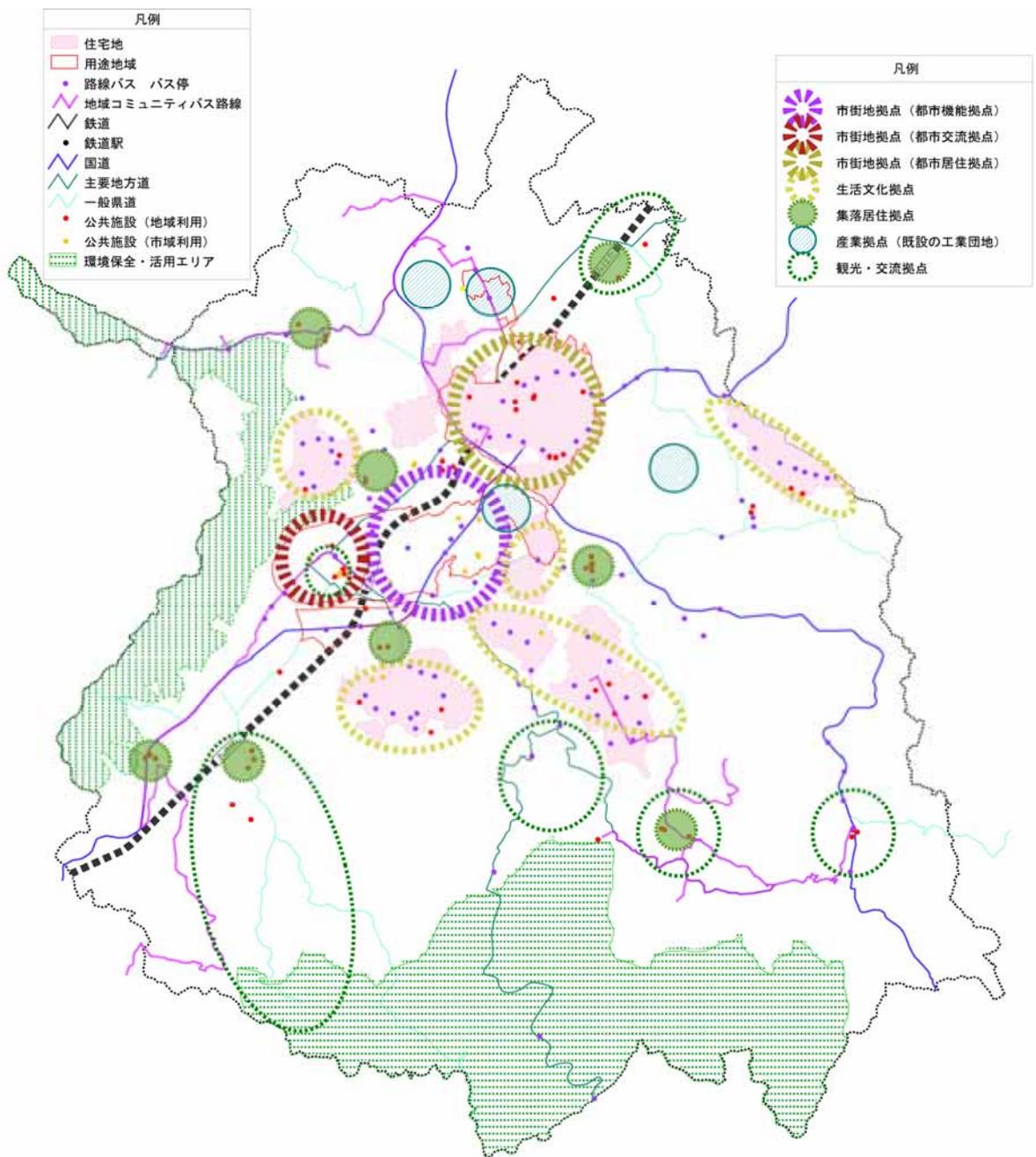


図12 市内の都市拠点

## 2 軸の形成

市内の各拠点と市内もしくは他の地域とを結ぶ交通軸として以下の軸を位置付けます。

表3 軸の区分と位置付け

都市交通軸	交通軸を中心として多様な機能が集積している軸
広域交通軸	広域的な交通ネットワーク
市内交通軸	<p>市中心部及び拠点相互間をつなぐ軸</p> <p>都市軸交差部を中心とする環状道路ネットワーク</p> <p>環状道路内の網の目状の道路ネットワーク</p> <p>各拠点から環状道路に至る道路ネットワーク</p> <p>それぞれの類型に応じた必要性・緊急性を適切に評価しつつ優先順位を定め、整備していくこととします。</p>

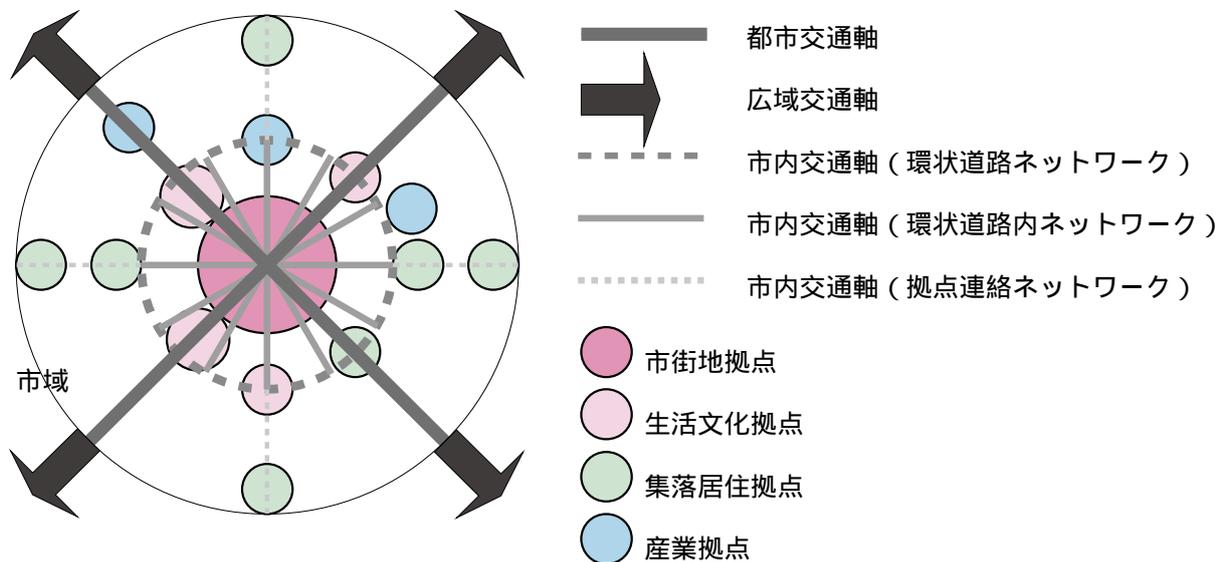


図13 本市の交通軸概念図

## 1) 都市交通軸

本市の交通は、東西をつなぐ国道165号と近畿日本鉄道線、南北をつなぐ国道368号が主軸となっています。

東西軸に関しては、大都市圏（近畿関西、中部）との連携を図る軸として位置付けられ、今後とも本市の重要な生命線となる軸であり交通機能の確保と充実が重要な課題となっています。

南北軸に関しては、名阪国道へのアクセスとして広域的な物流や隣接地域との交流などの面から北向きの重要性は高まりつつあり、南向きに関しては、他地域からの観光・交流のためのアクセス道路として位置付けることができます。

## 2) 広域交通軸

本市の広域交通は、国道368号から名阪自動車道を利用する大都市圏（関西及び中京）アクセスと国道165号及び近畿日本鉄道を利用する東西方向の大都市圏アクセスが中心となっています。

新たな広域交通網を構成する要素として、国土を東西につなぐ新名神高速道路の整備が進みつつあります。これにつながる交通軸として名神名阪連絡道路構想があり、整備時には本市から国土軸へのアプローチが容易となり、全国へのアクセスは大幅に改善され産業の立地も期待されますが、長期的な構想であり、具体的な事業化にはまだ日時を要するものと考えられます。

他方、関西圏においては、京奈和自動車道の整備が進んでおり、あわせて南阪奈道路、中和幹線などの整備も行われています。国道165号や国道25号（名阪国道）を經由しての関西圏へのアクセスの改善は比較的短期に実現可能であり、当面は国道368号の早期整備の要請にあわせ、国道165号の重点的な整備を要望していくことにより、本市の広域交通環境の改善を図っていくことになると考えられます

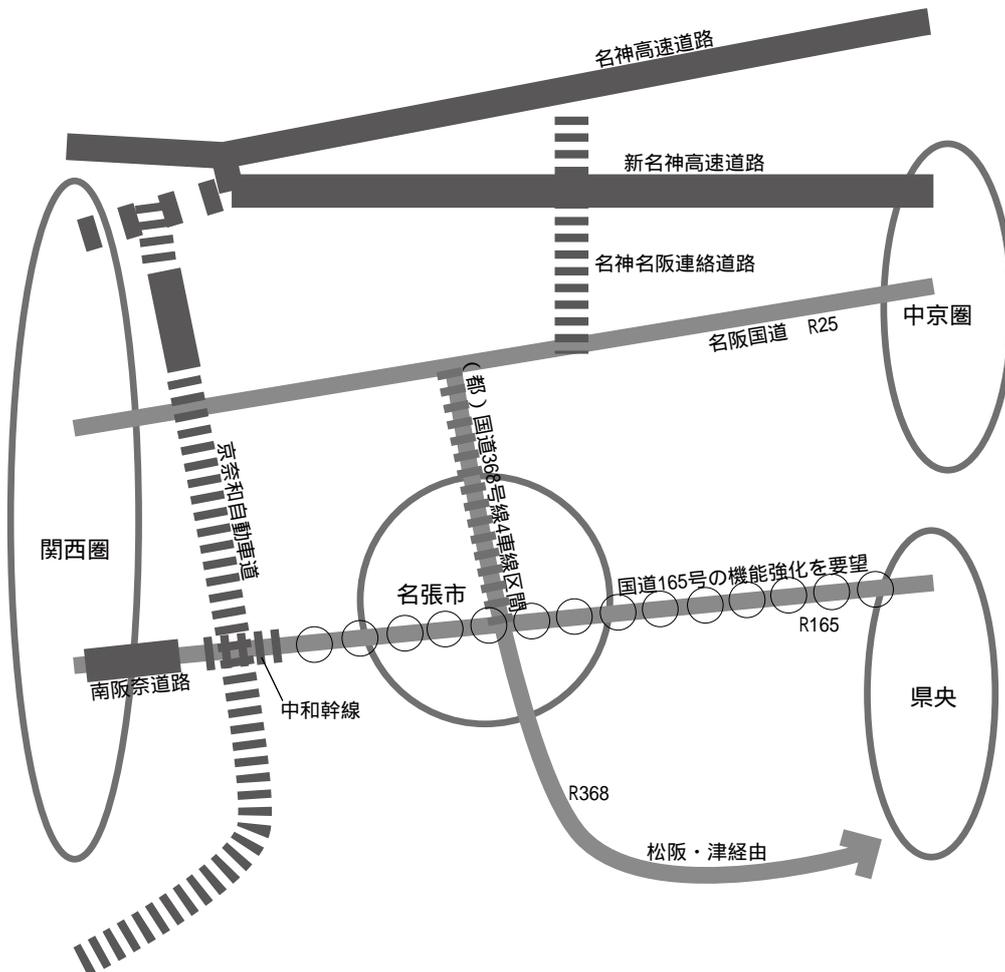


図14 広域道路網構想

(参考)

路線名	路線の位置付けや性格
名神名阪連絡道路	滋賀県東近江市（旧甲賀町）と三重県伊賀市を結ぶ地域高規格道路（名神高速道路東近江市～新名神甲賀土山IC～名阪国道上柘植IC）
(都)国道368号線4車線区間	国道368号は、伊賀市と多気町を結ぶ道路（名張市、松阪市を通過）であり、(都)国道368号線は、その一部を整備のために都市計画決定したもの。 国道165号以北については4車線の計画となっている。

都市軸及び広域交通軸に関しては以下の取組みを進めていきます。

- ・関西都市圏との連携を強化するため、南阪奈道路及び中和幹線道路の整備促進、これにつながる国道165号の高規格化など機能強化について関係機関に要請します。
- ・名張市の主要幹線道路（東西軸）である国道165号について、交通混雑を緩和し、活発な都市活動を確保できるよう、部分改良や交通対策を進めます。
- ・国道368号（南北軸）について、市域南部の未改良区間の早期改修と北部の2車線暫定供用区間の4車線化の事業着手を促進します。
- ・隣接する奈良県市町村等との交流を促進するため、既存の県道の整備等について、県との連携のもと推進します。

### 3) 市内交通軸

日常生活において必要となる市内移動を支える軸であり、市内における各地域間の交流のための軸としても位置付けられ、市内各拠点間及び中心市街地との連絡のための軸です。

自家用車、バスなど、安心安全に走行できる道路交通環境の充実が重要な要因となる軸ですが、一部で整備が充分でない区間もみられます。

市内交通軸は、多様な利用者を想定した複数の移動手段を確保することが重要であり、車による移動だけでなく、バス、徒歩、自転車などへの対応が求められています。従来は、自動車やバスでの利用を主として整備を進めてきましたが、今後は徒歩や自転車での対応も大きな課題となっています。

環境負荷の軽減の面からも自動車から自転車・徒歩への移動手段の転換は重要であり、中心市街地や各拠点における歩いて暮らせるまちづくりへの取組みを進めます。

市内交通軸に関しては以下の取組みを進めていきます。

- ・市内の交通を円滑にするため、環状道路網の整備を進めます。
- ・環状道路内の市内交通軸に置いては、自転車・徒歩での利用に配慮した環境整備を進めます。
- ・環状道路から市内各拠点への道路ネットワークの整備を進めます。

### 3 将来都市構造

本市の将来都市のビジョン及び3つの目標を実現していくための本市の将来都市構造を次のように定めます。

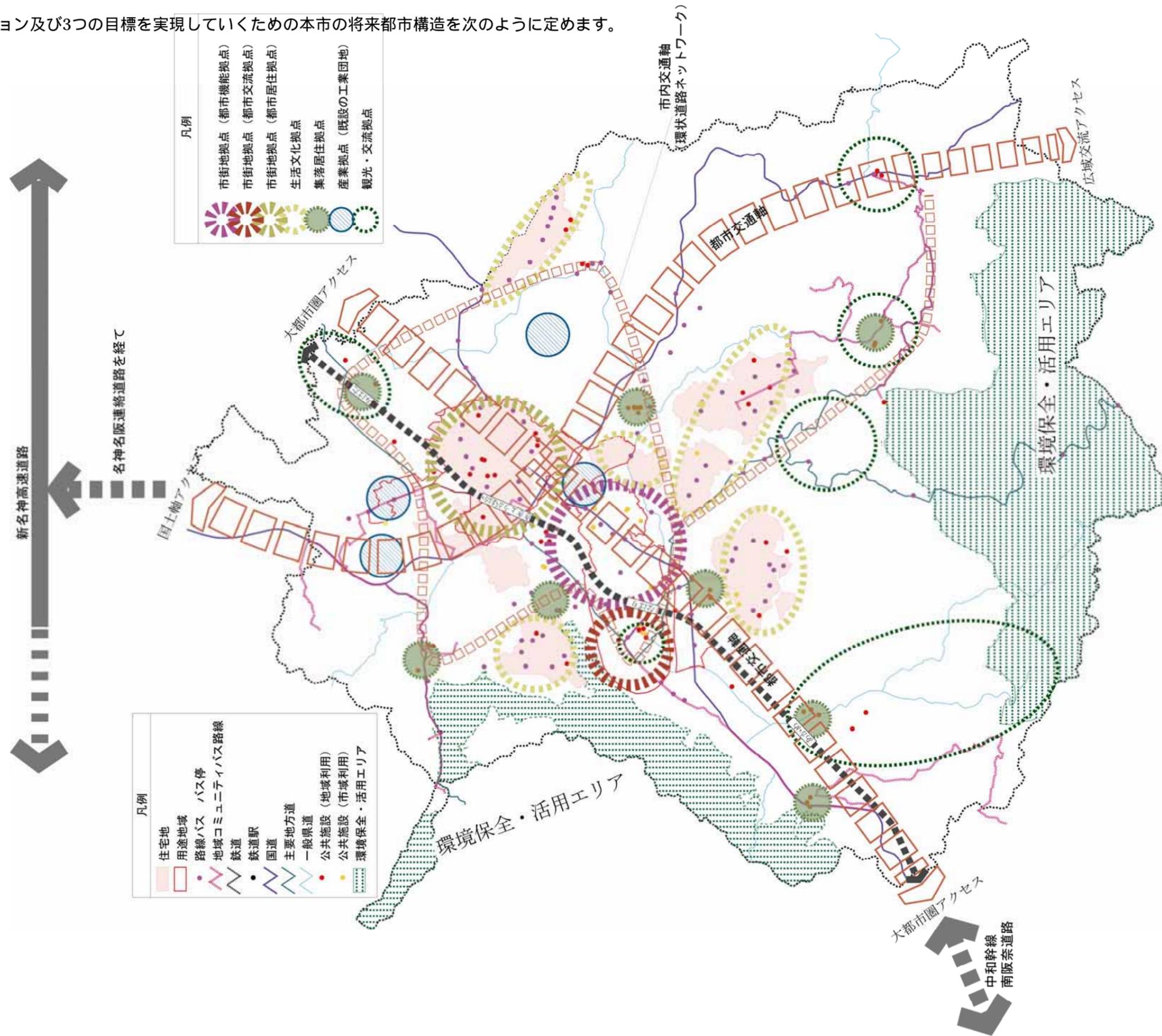


図15 将来の都市構造

## IV. 土地利用の方針

土地利用に関しては、以下の方針で都市形成を図ります。

### 1 用途地域

用途地域は、にぎわいとまとまりのある市街地の形成を図ることを目的とし、都市的土地利用の基本的な枠組みを定める地域です。

そのため、用途地域の指定にあたっては、以下の方針で臨みます。

#### 1) 現行用途地域

本市ではこれまで、市域の中央部約867haについて用途地域を指定し、適切な市街化に向けた規制・誘導を図ってきました。（この地域を「現行用途地域」と呼ぶこととします。）

しかし、市街地としての成熟が進みより高度な土地利用への需要が高い地域がある一方で、依然として十分な市街化が進んでいない地域が残されているといった問題もあります。

そのため、現行用途地域に関する取組みは、以下の方針で進めます。

- ・将来都市構造の実現や質の高い暮らしの実現に向けて、土地利用の実態などを踏まえつつ、適切な用途地域への見直しや地区計画の指定等を行います。
- ・現行用途地域内において長期にわたり未利用のまま留まる地域については、利用促進のための方策の検討を行うとともに、必要であれば用途地域指定の廃止等についても検討します。

#### 2) 想定用途地域<sup>6</sup>

既に用途地域の指定されている地域以外にも開発団地や工業団地が立地しておりこれらの適切な扱いが必要となっています。また、現在の用途地域周辺において道路整備等に伴って開発の進んだ地域もみられます。

本計画においては、無秩序な市街化の進行を抑制することを大きな目標としていますが、総合計画において「市街地ゾーン」に位置付けた区域において、良好な市街地環境の実現を図るため用途地域の指定を検討していきます。（以下、「想定用途地域」と呼ぶこととします。）

現在、想定用途地域と位置付けられる地域には、一定のまとまりをもった大規模な開発住宅団地、工業団地及び現行用途地域周辺で著しく市街化が進んだ地域が含まれます。これらの想定用途地域に関する取組みは、以下の方針で進めます。

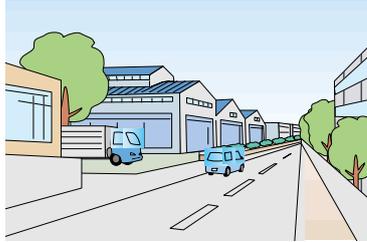
- ・開発団地や工業団地等で用途地域の指定が行われていない箇所については、市街化の進行状況、将来の見通しなどを踏まえ、必要に応じて用途地域の指定、地区計画等による地域整備を行い、適切な土地利用が図られるよう、取組みを進めます。
- ・効率的で円滑な都市活動を確保するため、都市の連担性や機能向上に向けて、必要な用途地域の指定について取組みを進めます。

<sup>6</sup> この計画では、今後用途地域の指定を検討すべき地域について、「想定用途地域」と呼ぶこととします。

## 2 エリアの区分とエリアごとの土地利用方針

用途地域および想定用途地域における土地利用規制については、現在の土地利用状況、今後の市街化の進行等を見定めつつ、以下のエリアに区分して適切な規制を行っていきます。

<p>戸建住宅エリア</p> 	<p>新しい住宅地など低層な住宅が比較的低密に立地するエリアにおいては、土地利用の混在を防止するため適切な用途地域の指定や地区計画等による土地利用の規制を行っていきます。</p> <p>これにより、緑にあふれた落ち着いたまちなみ、良好な住環境の形成を図ります。</p>
<p>中層住宅エリア</p> 	<p>駅の周辺、幹線道路の沿道、商業地域の周辺などにおいては、都市的な居住環境へと誘導するため、中層住宅や店舗等の立地を誘導する用途地域の指定等を行っていきます。</p> <p>これにより快適で利便性の高い居住環境を形成していきます。</p>
<p>一般住宅エリア</p> 	<p>既成市街地においては、利便性の高い居住環境を形成していくため、住宅だけでなく、店舗なども立地可能な用途地域の指定等を行っていきます。</p> <p>これにより都市的な居住環境の形成を図ります。</p> <p>なお、未利用地が多く残されている地域についても、当面は一般住宅エリアとし、市街化の進行状況を勘案しつつきめ細かな土地利用規制についての検討を進めていきます。</p>
<p>商業業務エリア</p> 	<p>商業施設や業務施設など市民の暮らしに不可欠な都市的な利便施設の集中する地域へと誘導するための土地利用規制を行っていきます。</p> <p>このような地域を計画的に設けることにより市街地のにぎわいを形成し、中心市街地の役割を担うことのできる地域へと誘導していきます。</p>
<p>沿道商業エリア</p> 	<p>幹線道路沿道においては商業施設等の立地が進んでおり、適切な土地利用の規制、沿道景観の形成などを図っていきます。</p>

<p>住商共存エリア</p> 	<p>多様な用途が共存する地域においては、住環境を保全する観点から、地域の住宅の更新状況や商店の立地状況に配慮しつつ、住宅地への転換や、地域の歴史や景観に配慮した住宅の更新、住替えなどを促進する方策の検討を行っていきます。</p> <p>これにより、地域の機能更新、まちなみの保全などを図っていきます。</p>
<p>工業エリア</p> 	<p>大規模な工業エリアにおいては、周辺的环境や立地条件などに配慮しつつ、エリア内に立地できる産業に関する規制等をきめ細かく行っていきます。</p> <p>これにより、工場等の操業による周辺への影響を抑制していきます。</p> <p>なお、市街地内の規模の小さな工業エリアにおいては、工場等の立地についてよりきめ細かな規制を行っていきます。</p>
<p>地区計画等によるまちづくり エリア</p>	<p>開発団地等の想定用途地域において適切な土地利用規制のため、必要に応じて地区計画等の指定を行っていきます。</p> <p>これにより、用途の混在、住環境の悪化などを防止するとともに、市街化の熟度に合わせた土地利用を可能としていきます。</p>

### 3 その他の土地利用規制の対象地域

#### 農地や山林など

市内には、「農業振興地域の整備に関する法律」によって総合的に農業の振興を図ることを目的とした地域があり、一般に「農業振興地域」（以下、「農振地域」と呼びます。）と呼ばれています。農振地域はさらに、農用地として土地の利用が強く規制される区域（以下「農振農用地」と呼びます。）と農用地以外の区域（以下「農振白地」と呼びます。）などに分けられています。

従来、農振白地地域においては、開発に関して十分な規制が行われなまま建物が立地してきましたが、都市計画法の改正により、用途地域もしくは地区計画の指定のない地域における開発行為はこれまでよりも強い規制が行われることになりました。

また、本市の将来の都市としてのあり方を考えても、今後は、住宅地を含めて開発を抑制していく必要があると考えられます。

また、市内には、森林法によって森林の保全と林業の振興を図るべきことを目的とした地域が定められています。（この中には、地域森林計画対象民有林、保安林などがありますが、以下、総称して「森林地域」と呼びます。）

森林地域に関しては、自然環境の保全のため、無秩序な開発等を抑制していく必要があります。

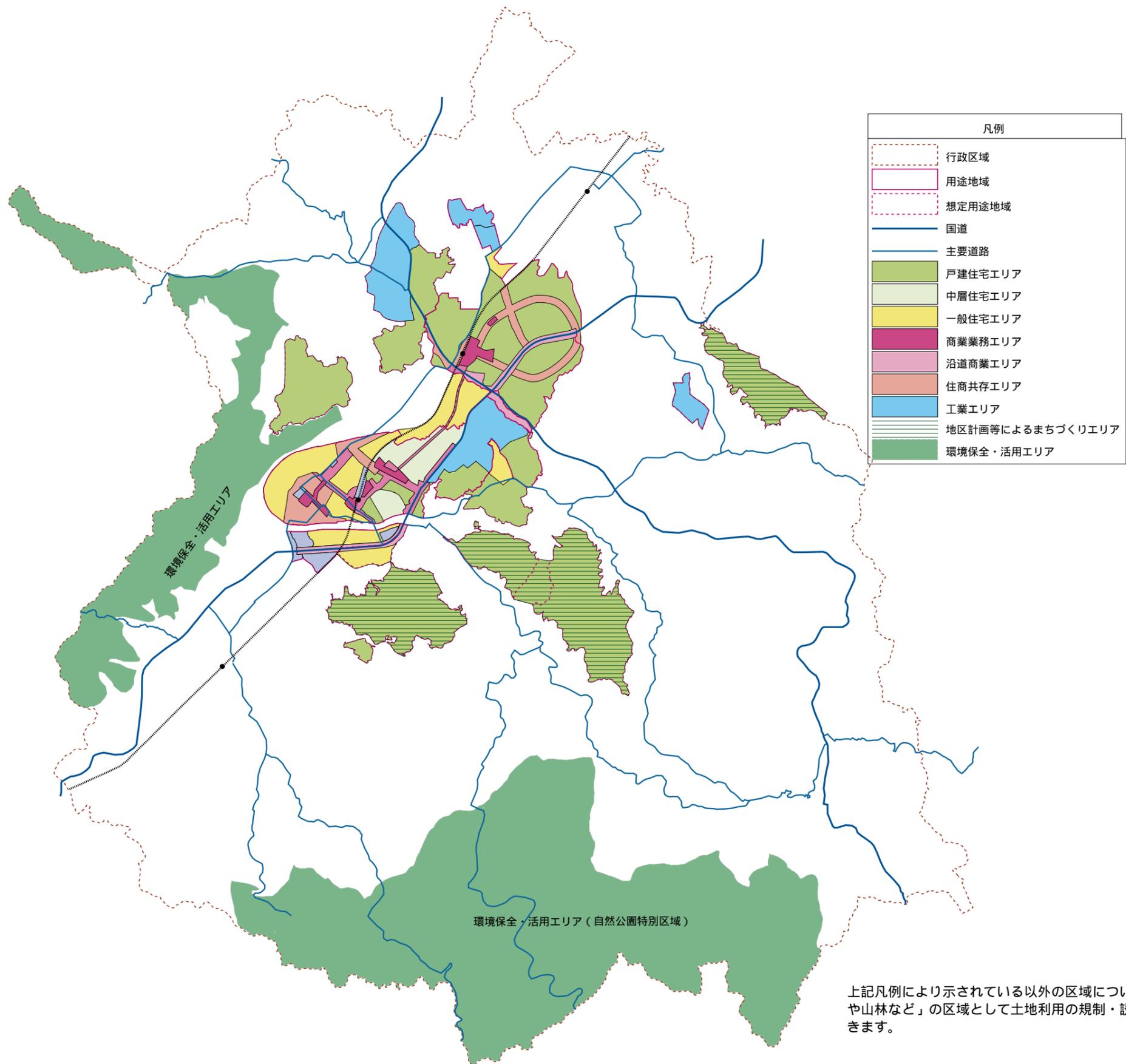
そのため、これらの地域においては、開発を抑制し無秩序な市街化が進まないよう取組みを進めます。

- ・農業振興地域内の白地地域に関しては、無秩序な開発を抑制するため、特定用途制限地域や景観法等の活用について検討を進めます。
- ・農業集落内において集落内の住宅需要等に適切に対応できるよう、集落内の土地利用をコントロールするための計画づくりを進めます。
- ・農業振興地域内の農用地に関しては、農地としての保全と有効活用に努めるとともに、耕作放棄対策を行っていきます。
- ・用途地域の定められていない地域においては自然の豊かさを活かしたまちづくりを進めるため、環境の悪化や生活環境への影響を及ぼすおそれのある一定規模以上の土地利用を抑制する特定用途制限地域等の指定を検討します。
- ・特定用途制限地域による規制の対象としては、住宅、工場、商業施設などが考えられますが、本市の都市づくりに関する方向や社会動向等を見定めつつ、適切な規制・誘導を行うことができるよう、検討を進めます。
- ・また規制・誘導の検討にあたっては、各地域づくり組織や関係諸団体など様々な立場から参画できる機会を設けます。

#### 自然公園区域等

自然公園区域等は、良好な自然環境を保全するため従来にも増して環境の保全と開発に関する規制の強化を図っていくべきであり、以下の方針で取組みを進めます。

- ・自然公園区域等が指定されている区域においては、これらの土地利用規制の適切な運用を図るとともに、これらの地域は、本市における観光・交流の拠点となる地域であり、地域の振興のため、必要に応じて適切な施設整備等を行います。
- ・西部地域の森林は防災上の役割と市街地の背景としての美しい緑地空間を形成しており、既存の自然環境を積極的に保全します。



上記凡例により示されている以外の区域については、「農地や山林など」の区域として土地利用の規制・誘導を行います。

図16 土地利用方針図

## V. 都市施設整備の方針

本市が従来行ってきた都市施設（道路や公園などの都市を支える基盤となる施設）の整備は、本市の発展に大きく寄与してきました。しかし、近年の社会経済状況や都市に関する考え方の変化を考慮すると、従来の都市の拡大を前提とした都市施設のあり方は見直しの時期を迎えています。

そのため、今後の都市施設整備にあたっては、

- ・社会経済の変化（人口の減少や高齢化、自動車需要の減少等）を考慮した都市施設の整備
- ・施設の必要性を判断するうえで、地域の特性や都市施設の役割の再検討
- ・厳しい財政状況を踏まえ、経済性や計画の現実性に配慮した見直し
- ・地域における市民のまちづくりに関する考え方や地域における合意形成の評価
- ・既存の施設の活用や再利用、維持管理を視野に入れたコスト管理

などを行うことが不可欠となっています。

以下に挙げた都市施設に関する整備の方針は、計画期間20年間での実現を目指したものです。その多くが市民の協力と実現に向けた合意形成が不可欠な事業となっており、市民との協働や「新しい公」の社会形成を通じた施設の整備を図り、持続可能なまちづくりを進めていかなければなりません。

### 1 道路・交通施設

「（仮称）総合交通マスタープラン」の策定

- ・充実した交通システムの実現のため、道路整備、モビリティマネジメント<sup>7</sup>、コミュニティバスなどの都市交通に関する総合的な方針等をまとめた、「（仮称）総合交通マスタープラン」を策定します。

安全で快適な道路・交通環境の形成

- ・総合的なまちづくりの観点から、道路交通の安全性の確保、快適な走行環境の実現、良好な沿道環境の創造など安全で快適な道路・交通環境の形成を目指します。

交通軸の整備

- ・都市交通軸については、関係機関への要請を通じて道路の整備促進を図ります。また、周辺環境に応じて沿道・沿線の土地利用を柔軟にコントロールし、都市の軸にふさわしい交通環境の形成を図ります。
- ・広域交通軸については、大都市圏アクセス改善のため道路の整備を要請していきます。
- ・市内交通軸のうち、環状道路ネットワークについては、適切な路線の選択や整備手法の検討を行うとともに沿道景観にも配慮した整備を促進します。
- ・拠点連絡ネットワークについては、道路の位置付け、役割を十分に配慮した整備を進めていきます。
- ・環状道路内ネットワークについては、交通の輻輳など交通状況を見極めながら適切な整備等を行っていきます。また、市街地においては、沿道と一体となった整備を視野に入れつつ、機能的な土地利用を進めていきます。

<sup>7</sup> 「一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通政策」（土木学会「モビリティマネジメントの手引き」より）

### 市街地拠点等における歩いて暮らせるまちづくりの推進

- ・市街地拠点等においては、歩いて暮らせるまちづくりの実現のため、歩行者・自転車での利用に配慮した環境整備を行うとともに、ポケットパーク等の整備により快適な環境づくりに努めます。

### 都市計画道路の見直し

- ・三重県都市計画道路見直しガイドラインに基づき、社会情勢の変化や将来都市像などを踏まえ、個々の路線の必要性等の検証を進めます。
- ・特に社会情勢の変化により必要性の低下した郊外部の都市計画道路や長期未整備となっている市街地の都市計画道路については、地域の実情に応じたより合理的な道路ネットワークの検討を行いつつ、見直しを行います。

### 公共交通に関する検討

- ・公共交通に関しては、生活文化拠点などシビルミニマムを確保するという観点から地域、交通事業者及び関係機関と連携のうえ、「（仮称）総合交通マスタープラン」の策定に併せて検討を進めます。

## 2 公園・緑地及び河川

### ふるさとの杜づくり計画（緑の基本計画）の策定

- ・豊かな自然は水源涵養や大気の浄化等、住環境を守るとともに、野生生物の生息の場として生態系を支え、健やかな癒しの空間としての保健休養機能を有しています。これら貴重な資源である水と緑の豊かな自然環境、まちの緑、田園環境等を守り、育て、活かしていくため、緑に関する総合的な、ふるさとの杜づくり計画（緑の基本計画）を策定し、市域全体にわたる計画的な公園・緑地の確保を図っていきます。

### 市街地における緑化の推進

- ・市内における公園・緑地の不均衡（既存の都市公園は住宅地の開発によるものが多く名張地区等で不足している状況にあること。）を解消するため、既成市街地内の空き地、河川、水路、道路用地の残地などを活用した地域の緑化を進めます。

### 中山間地等における緑を活用した体験空間の整備

- ・中山間地等を中心として農業や林業とふれあうことのできる体験型の緑地空間の形成を図っていきます。

### 河川の整備

- ・市内主要河川における河川環境の改善を図り、治水機能を確保しつつ親しみやすい川づくりを目指していきます。

### 身近な親水空間の整備

- ・名張地区内を網の目状に流れ、歴史・文化的な価値を有する築瀬水路の保全、活用を進めます。
- ・美旗地区の新田水路等において営農環境と一体となった親水環境の形成を図るなど、地域の歴史・文化に即した親水空間づくりを目指していきます。

## 3 下水道

### 下水処理システムの効率化

- ・公共下水道、農業集落排水、大型合併処理浄化槽など多様な処理施設の統合を図り、下水処理システムの効率化を図ります。

### 施設の更新・耐震化

- ・老朽化した施設の更新、耐震化の推進を進めます。

### 下水汚泥の適切な処理

- ・下水汚泥の適切な処理について検討を進めます。

## 4 生活関連施設

### 生活関連施設等の整備

- ・地域ごとの市民センター等、地域の核となる施設については、高齢化や人口減少など地域の実情に配慮して柔軟な運用を図っていきます。

### 資源リサイクル施設等の整備

- ・民間事業者との連携により、生ごみの堆肥化や草木類のチップ化・堆肥化などの廃棄物処理を推進することにより廃棄ゼロを基本とした持続可能な循環型社会を目指した取り組みを推進していきます。

## 5 防災

### 治山・治水の推進

- ・安全で合理的な土地利用を図り無秩序な開発を抑制するとともに、治山・治水事業を推進し、災害の発生を未然に防止します。

### 住宅・公共施設の耐震化

- ・住宅の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。
- ・公共施設の耐震化に取り組みます。
- ・地震に強いまちづくりを進めるため、1981（昭和56）年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断事業及び耐震補強補助事業を促進します。

### 名張地区における防災対策の推進

- ・名張地区等老朽木造住宅が密集した地域における防災対策を進めます。

## 6 住宅・住環境

### 住宅整備

- ・本市には街道の面影を残す町屋、手入れの行き届いた農村集落、豊かな緑に包まれた中山間地の農山村、新しく近代的な開発団地など多様な居住環境が整っていますが、超高齢社会や人口減少時代を迎えてこれらを有効に活用するための取組みが求められています。特に、ライフステージに応じて柔軟に住替えることのできるシステムの構築が強く求められており、住まいに関する総合的な計画である「住宅マスタープラン」に基づいて策定した地域住宅計画について実情に照らして再検討を行います。

### 既成市街地における暮らしやすいまちづくり

- ・名張地区既成市街地と新しい市街地として位置付けられている希中央及び鴻之台地区については、地区相互の特性に応じて適切な機能分担のもとに、まちの顔としてふさわしい都市機能の整備・向上や魅力的な都市型居住空間の形成を目指します。
- ・地域のまちづくりと連携して、災害に強い安全で快適な住環境を地区計画等の制度を活用して推進します。
- ・用途地域が指定されていない大規模な開発団地においては、市街化の進行状況、市民のニーズなどに配慮しながら用途地域の指定および地区計画の指定等による適切な土地利用規制を検討していきます。
- ・開発団地内の未利用地については、適切な管理を促すと共に、地域住民の健康増進やレクリエーションなどの余暇活動や地域づくりに有効活用できるような、仕組みや制度について研究を進めます。。

### 既存ストックの有効活用（円滑な住替えを促すシステムの検討）

- ・良好な居住環境の保全・向上を進めるとともに、各地区の特性を活かした特色のある住宅・住環境の整備を促進します。
- ・ライフステージに合った住宅の選択やそのための住替え、建替えなどを効率的に促すための施策を検討し、地域活力の維持、再生が図られる仕組みづくりを進めます。
- ・国や住宅金融支援機構が提供する一連のリバースモーゲージ等の施策を活用して住宅の建替えを行う高齢者等に対する支援について検討します。

## 7 景観形成

### (仮称)名張市景観計画の策定及び景観関連条例の制定

- ・名張らしさを活かし新たな価値を生み出す景観形成を進めるため、景観法に基づいた景観計画の策定及び景観関連条例を制定します。

### ふるさと名張への誇りと郷土愛の醸成

- ・名張市の特性を活かした景観形成による魅力的なまちづくりを行い、次世代に継承したい「住みたい、住み続けたいまち」を創造し、ふるさと名張への誇りや郷土愛の醸成につなげていきます。

### 魅力あふれる都市ブランドの創出

- ・調和のとれた統一感のある良好なまちなみの形成や良好な住宅環境の形成とともに、地域資源に磨きをかけて新たな観光並びに交流資源を生み出していくことにより、名張の都市ブランドをより向上させていきます。

### 活力のある地域力の形成

- ・行政のみならず、市民をはじめ地域組織や事業者など多様な主体（「新しい公」）により各地域の特性や個性を活かした景観まちづくりなどに取組んでいくことで、地域力を高めていきます。

## 8 地域の振興

### 歴史的資源の活用

- ・美旗古墳群などを活用した交流拠点の形成、農山村における農業や林業を基盤とした交流拠点の形成など、地域の特性に基づいて地域の振興につながる拠点の形成を図っていきます。

### 自然資源、自然環境の活用

- ・青蓮寺湖、ひなち湖など水辺環境を利用したレクリエーション空間の整備を図ります。
- ・自然体験、農業体験、林業体験など、地域の資源を活用した体験型交流施設等の整備を図ります。

### 地場産業、地場の製品の活用

- ・長い伝統を有する地場の産業や地場の製品を活用した地域振興を図る市民や事業者の活動と連携して、体験施設、周辺環境の整備などを行います。

## 9 人にやさしいまちづくりの推進

### 人にやさしいまちづくりの推進

- ・ 公共施設、交通施設及び商業施設などに関しては、誰もが安心して快適に利用できるようバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を図り、人にやさしいまちづくりを進めます。

### 市街地における歩きやすい環境の整備

- ・ 市街地拠点においては、誰もが歩いて暮らせるまちづくりを進めるため、市役所前の市民広場と平尾山カルチャーパークを結ぶ中央緑道（パークアベニュー）の整備など、中央公園や名張駅周辺における回遊性の向上や、快適な歩行者空間の創出に向けポケットパークやベンチの整備などを進めます。

---

---

## 第二部 実現に向けて

---

---

## I. 地域別構想の策定

現行計画においては、地域別構想は、各地域で独自に作成するものと位置付けてきました。また、14の地域で「地域づくり組織」が設けられ、これを中心として各地域のまちづくり計画が検討されています。

この考え方は、本計画においても変わらず、地域の実情に応じたきめ細かなルールについて、検討を行う際に、本計画（全体構想）の趣旨を踏まえた、地域での市民主体の計画を基本とし、市がこれを支援する形でのまちづくりが今後主流になっていくものと考えられます。

具体的には、名張地区における基盤整備の進め方や、地域の資源を活用した観光・交流の進め方などは、地域の主体的な取り組みや地域の将来像を共有し事業を進めることとします。

適切な事業の選択のためには、地域が主体となって計画づくりを進めていく必要性が高まっているとともに、本計画で示したようにこれからの社会・経済の変化が予想を越える大きなものとなることも予想されるため、行政各分野を包括する総合的な地域ごとのまちづくり計画が求められています。

そのためには、次の取り組みが必要です。

地域住民の参加による主体的なまちづくり計画（地区別構想）の作成

行政各分野が連携して（たとえば都市計画と農政、林政など）市民の自主的な計画づくりを支える体制づくり

市民の計画意欲や自主的なまちづくり事業を行政の施策と関連づける柔軟な施策の実現

## II. 市民参画の推進

「新しい公」の社会形成をしていくためには、これまで主として行政が担ってきた公的活動の分野に多様な主体が参画することが不可欠となっています。既に、公共交通の分野、公的福祉の分野などでは市民の参画は着実に進んでいます。

そのため、都市計画の分野においても、今後市民の参画を促しながら都市計画制度によるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

都市計画法において白地地域における開発の抑制が明確な方向となったことに対応する新たな制度として地区計画制度が拡充されるとともに、提案制度が新設されていることなど、市民の参画を促す素地が少しずつできつつあります。また、特定用途制限地域など、これまでよりも柔軟な土地利用の既成・誘導を図ることのできる手法も創設されています。

このような新たな手法、制度を有効に活用していくためには、市民の理解、協力が不可欠であり、協働を進めていくための機会場の拡充に努めます。

### III . 計画の進行管理

本計画は、都市計画に関するものが基本となっていますが、まちづくりは都市計画制度のみによっては実現できないことから、周辺の事業も含めて方針としています。

まず、本計画の進行管理のうえで配慮すべき他計画については、次の考え方により連携を図ります。

土地利用の規制・誘導に関しては、定期的を実施している「都市計画基礎調査」の結果を踏まえて検討を行います。

本計画が即している計画（本市の「総合計画」、三重県の「都市計画区域マスタープラン」等）の見直しが行われた場合には、これら計画の変更に合わせて計画の見直しを検討します。

本計画と連携してまちづくりを進めていくこととなる計画（下水道、上水道、廃棄物等に関する計画）の見直しが行われた場合にも見直しの必要性について検討します。

本計画における目標を着実に実現していくため、「（仮称）総合交通マスタープラン」、「地域住宅計画」、「ふるさとの杜づくり計画（緑の基本計画）」等の策定・見直しを進めます。

用途地域の見直し・指定、特定用途地域の指定などの土地利用規制のあり方に関しては、地域の意向、土地利用動向の検討、県および近隣市町との調整など総合的な観点から検討を進めていきます。

また、計画の進行管理に関しては庁内での進行管理体制の確立が不可欠となっており、進行管理のための庁内組織について検討します。

さらに、本計画における各種施策の評価については、総合計画の施策評価システムと連動させて実施していきます。

---

---

## 第三部 資料

---

---

# I. 本市の広域的特徴について

本市は中部圏と近畿圏の結節点にあります。

しかし、長い間近畿圏からの転入者を受け入れてきたこともあり、市民の意識では「関西圏の一員」という意識が強いものと考えられ、このことは、本市における転入・転出の状況からも裏付けることができます。

表4 転入と転出の状況

	転入（県内）	転入（県外）	転出（県内）	転出（県外）	計
平成8年	875	3,440	740	2,470	1,105
平成9年	808	3,041	689	2,484	676
平成10年	735	2,762	649	2,480	368
平成11年	767	2,511	715	2,402	161
平成12年	794	2,568	697	2,496	169
平成13年	748	2,254	722	2,504	-224
平成14年	714	2,083	716	2,303	-222
平成15年	754	2,049	831	2,302	-330
平成16年	736	1,965	839	2,236	-374
平成17年	691	1,878	793	2,283	-507
平成18年	795	1,767	763	2,224	-425

## II. 都市計画法等関連資料

### 1) 都市計画に関する法的規定

都市計画法第2条では、次のように定められており、都市計画とは、都市における市民の活動を支えるための都市施設の整備や合理的な土地利用を行うことであると定められています。

「第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。」

表5 都市計画法関連規定抜粋

第6条の2	都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。
第15条1項	次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 2 区域区分に関する都市計画 3 都市再開発方針等に関する都市計画
第15条3項	市町村が定める都市計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想到に即し、かつ、都道府県が定めた都市計画に適合したものでなければならない。
第18条の2	市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

### III . 社会経済構造の変化について

#### 1 人口・世帯の動向

##### 人口の推移と高齢化

###### 全国の見通し

わが国は現在、急速な高齢化が進んでいると同時に少子化・人口減少も同時に進んでいる状況にあります。

平成20年版の「高齢社会白書」では、平成20年に入り65歳以上の高齢者の総人口に占める割合が初めて20%を超え21.5%になったことから本格的な高齢社会になっていることを記しています。

また同白書では、50年後の日本を次のようにまとめています。

- ・人口は1億2000万人から9000万人を割り込む。
- ・2.5人に1人が高齢者、4人に1人が後期高齢者となる。
- ・年少人口、出生数とも現在の半以下に、生産年齢人口は4,595 5万人になる。
- ・現役世代1.3人で1人の高齢者を支える社会が到来する。
- ・平均寿命は、男性83.67歳、女性90.34となる。

###### 本市における人口・世帯数の推移

本市におけるこれまでの人口及び世帯数の推移は、以下のとおりで世帯数に関してはまだ増加基調にあるものの、人口については既に減少を始めています。

表6 人口と世帯数の推移

	世帯数	人口
昭和30年	6,325	31,245
昭和35年	6,564	30,904
昭和40年	6,882	30,084
昭和45年	7,627	31,160
昭和50年	8,899	34,929
昭和55年	11,803	44,488
昭和60年	15,272	56,474
平成2年	19,490	68,933
平成7年	24,005	79,913
平成12年	26,716	83,291
平成17年	28,334	82,156

(資料:国勢調査)

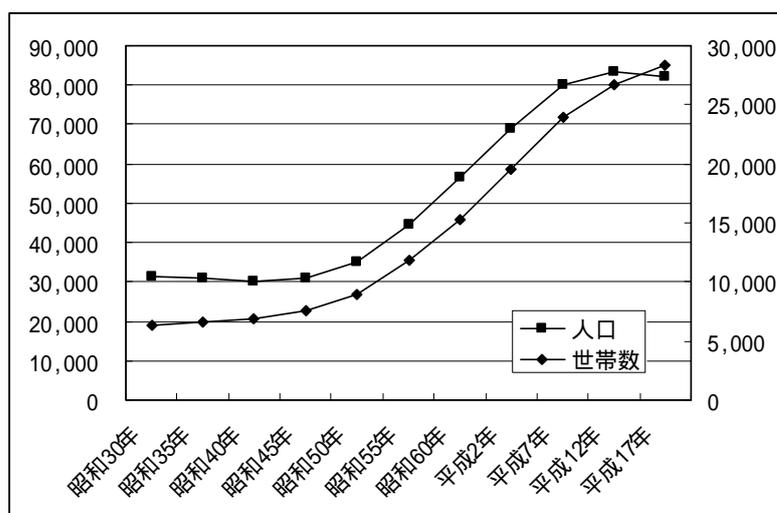


表7 市の人口・世帯数の推移 (資料:国勢調査)

### 地域別人口の推移

また、地域別の人口推移をみると、名張、錦生、国津で減少を続ける一方で、蔵持、蔵原、美旗、比奈知、つつじが丘、赤目、箕曲、桔梗が丘で増加の傾向を示しています。しかし、後者の近年の推移をみると、微減傾向、もしくは増加の傾斜が緩くなっています。

表8 地域別の人口の推移（資料：国勢調査）

	名張	蔵持	蔵原	美旗	比奈知	つつじが丘	錦生	赤目	箕曲	国津	桔梗が丘
昭和30年	11,161	1,580	1,570	2,467	3,141	-	2,750	3,358	2,834	2,114	-
昭和35年	11,450	1,828	1,457	2,689	2,907	-	2,602	3,250	2,826	1,895	-
昭和40年	11,761	2,074	1,336	2,532	2,648	-	2,346	3,079	2,685	1,623	-
昭和45年	11,373	1,717	1,267	2,562	2,507	-	2,242	2,941	2,677	1,406	2,170
昭和50年	11,148	2,011	1,297	3,022	2,893	-	2,258	2,893	2,937	1,281	5,189
昭和55年	10,109	2,812	1,499	3,770	3,653	2,550	2,340	3,760	3,353	1,254	9,388
昭和60年	9,872	3,347	1,607	5,705	5,770	6,455	2,303	4,259	3,783	1,176	12,197
平成2年	9,584	7,875	1,777	7,375	7,320	8,202	2,270	4,292	6,640	1,138	12,460
平成7年	9,200	10,510	1,991	8,751	8,934	10,048	2,258	4,641	9,318	1,112	13,150
平成12年	8,944	11,341	2,211	9,124	9,064	11,100	2,261	4,602	10,311	1,072	13,261
平成17年	8,477	11,178	2,238	8,808	8,988	11,018	2,123	4,320	10,575	939	13,492

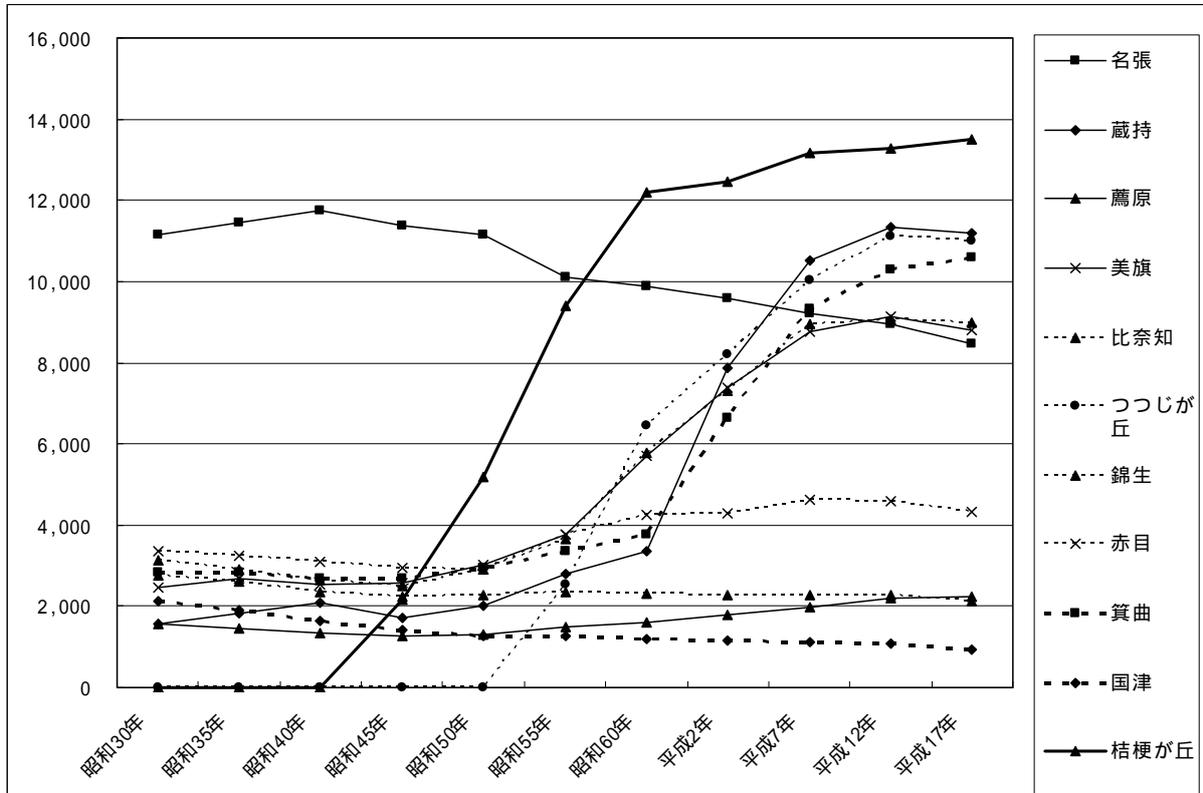


図17 地域別の人口の推移（資料：国勢調査）

### 自然増減・社会増減

自然増減・社会増減の推移をみると、平成13年から既に減少に転じています。

表9 自然増減、社会増減の推移（資料：住民基本台帳）

	自然増減			社会増減				計	
	出生	死亡	計	転入(県内)	転入(県外)	転出(県内)	転出(県外)		
平成8年	666	471	195	875	3,440	740	2,470	1,105	1,300
平成9年	655	491	164	808	3,041	689	2,484	676	840
平成10年	676	508	168	735	2,762	649	2,480	368	536
平成11年	670	521	149	767	2,511	715	2,402	161	310
平成12年	655	552	103	794	2,568	697	2,496	169	272
平成13年	693	526	167	748	2,254	722	2,504	-224	-57
平成14年	741	550	191	714	2,083	716	2,303	-222	-31
平成15年	714	580	134	754	2,049	831	2,302	330	-196
平成16年	665	631	34	736	1,965	839	2,236	-374	-340
平成17年	625	654	-29	691	1,878	793	2,283	-507	-536
平成18年	627	653	-26	795	1,767	763	2,224	-425	-451

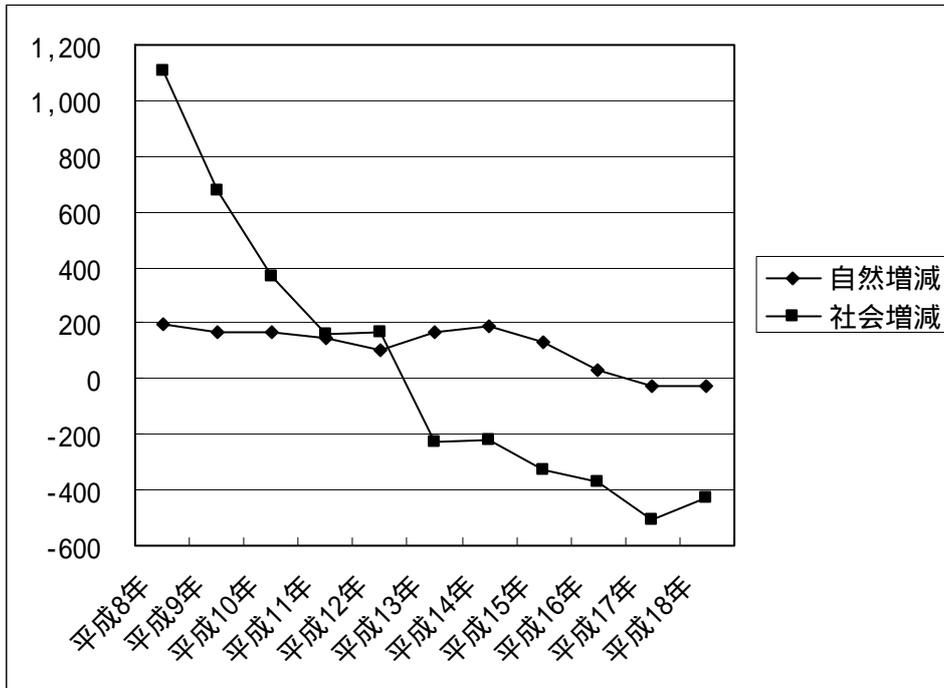


図18 自然増減、社会増減の推移 (資料：住民基本台帳)

### 高齢化

本市の3年齢階級別人口は、以下のとおりで、平成17年においても高齢化率は18.1% (全国では20.1%) に留まっています。また、年少人口の割合は14.1% (全国では13.7%) と若干高くなっています。

これは、近年の人口増加過程で住宅を購入する世代 (15歳～64歳の家族構成) が流入したためと考えられます。

表10 市の年齢別人口構成の推移 (資料：国勢調査)

	0～14歳	15～64歳	65歳以上	年齢不詳	計
H12	13,552	57,269	12,440	0	83,261
	16.3%	68.8%	14.9%	0.0%	100.0%
H17	11,603	55,593	14,893	67	82,156
	14.1%	67.7%	18.1%	0.1%	100.0%

## 今後の人口見通し

### 名張市総合計画「理想郷プラン」基本構想における将来人口

将来人口は2000（平成12）年をピークに長期の人口減少過程に入り、2015（平成27）年には、国勢調査ベースで概ね8万人程度になるのものと予想されています。

	2000（H12）年	2005（H17）年	2010（H22）年	2015（H27）年
総人口	83,291	82,800	82,000	80,400
年少人口比率	16.3	14.2	13.0	12.3
生産年齢人口比率	68.8	67.4	64.3	59.9
老年人口比率	14.9	18.4	22.7	27.8

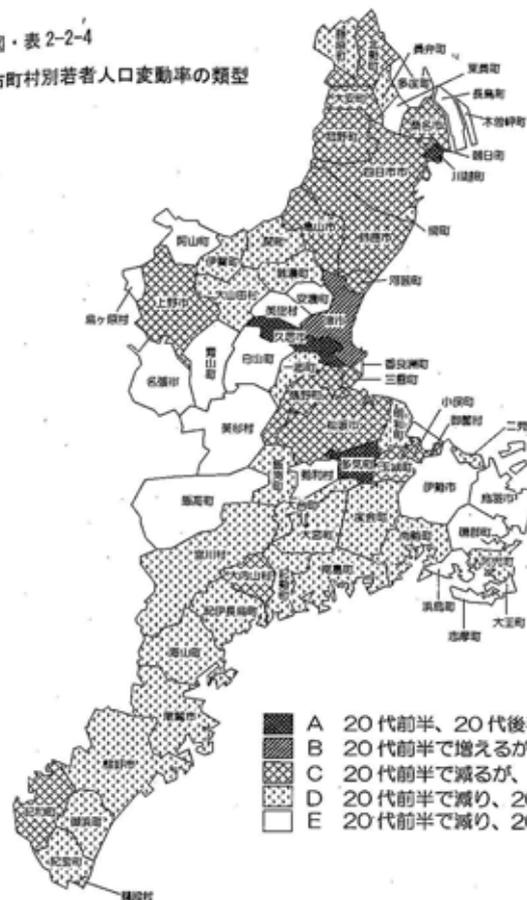
### 三重県企画室「人口減少社会に関する調査報告」

#### 若者人口の動き

調査結果によると、1995（平成7）年から2005（平成17）年の若年人口の動きをみると、本市はUターン等による若者人口の回復がないことから、今後、人口のバランスが大きく崩れることが懸念されます。

図・表2-2-4

市町村別若者人口変動率の類型



注) 若者人口変動率は、15～19歳人口が5年後、10年後にどのように変化したかを統計的に見ることによって、若い世代がどの程度その地域に定着しているかを表そうとしたものです。しかし、別人物の転入・転出もあることから、同一者の定着状況を表しているものではありません。また、転入が転出よりも多い地域においては、数値が100を超えることもあります。

- A 20代前半、20代後半と増え続ける
- ▨ B 20代前半で増えるが、20代後半で減る
- ▩ C 20代前半で減るが、20代後半で元の水準に戻る
- ◻ D 20代前半で減り、20代後半でやや戻る
- E 20代前半で減り、20代後半でも減り続ける

類型	該当市町村名（括弧内は1995～2005年の変化指数）
A	川越町(165.97)、久居市(112.22)、多気町(105.89)
B	津市(96.37)
C	三雲町(129.09)、大安町(121.16)、亀山市(119.36)、御園村(118.08)、朝日町(108.01)、上野市(105.22)、大内山村(105.17)、河芸町(105.07)、菟野町(104.61)、雄野町(104.46)、小俣町(103.10)、松阪市(103.09)、紀和町(102.86)、桑名市(102.64)、鈴鹿市(102.41)、北勢町(102.10)、四日市市(101.06)、北勢地域(100.88)、玉城町(100.24)
D	伊賀町(98.07)、員弁町(94.14)、中南勢地域(93.39)、三重県全体(92.77)、一志町(91.24)、関町(90.61)、輪殿村(89.40)、桶町(88.68)、阿児町(88.52)、明和町(86.98)、二見町(86.54)、伊賀地域(85.71)、度会町(83.33)、大台町(82.19)、紀宝町(79.53)、伊勢志摩地域(78.98)、大山田村(78.48)、尾鷲市(74.09)、南島町(73.98)、藤原町(73.64)、紀伊長島町(72.79)、紀勢町(72.04)、大宮町(70.55)、南勢町(68.45)、御浜町(68.45)、東紀州地域(67.62)、海山町(67.40)、飯南町(66.37)、熊野市(51.81)、基津町(48.64)、宮川村(42.67)
E	香良洲町(83.43)、長島町(82.98)、阿山町(82.14)、伊勢市(79.63)、安濃町(79.18)、木曾岬町(77.49)、名張市(77.16)、鳥ヶ原村(76.33)、勢和村(73.33)、多度町(73.23)、東員町(70.91)、磯部町(69.15)、飯高町(67.80)、美里村(65.62)、青山町(59.39)、大王町(58.22)、鳥羽市(57.83)、志摩町(57.16)、浜島町(53.49)、美杉村(51.91)、白山町(40.69)

資料：総務省「国勢調査」

国立社会保障人口問題研究所による本市の人口推計

(平成20年12月公表)

表11 人口推計資料

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
合計	82,156	80,544	78,573	75,968	72,750	68,997	64,761
15歳未満	11,612	10,247	9,030	7,766	6,947	6,393	5,824
15歳～64歳	55,636	52,212	47,292	43,268	40,052	37,211	34,645
65歳以上	14,907	18,086	22,249	24,932	25,751	25,393	24,292

(資料：国立社会保障人口問題研究所による推計結果)

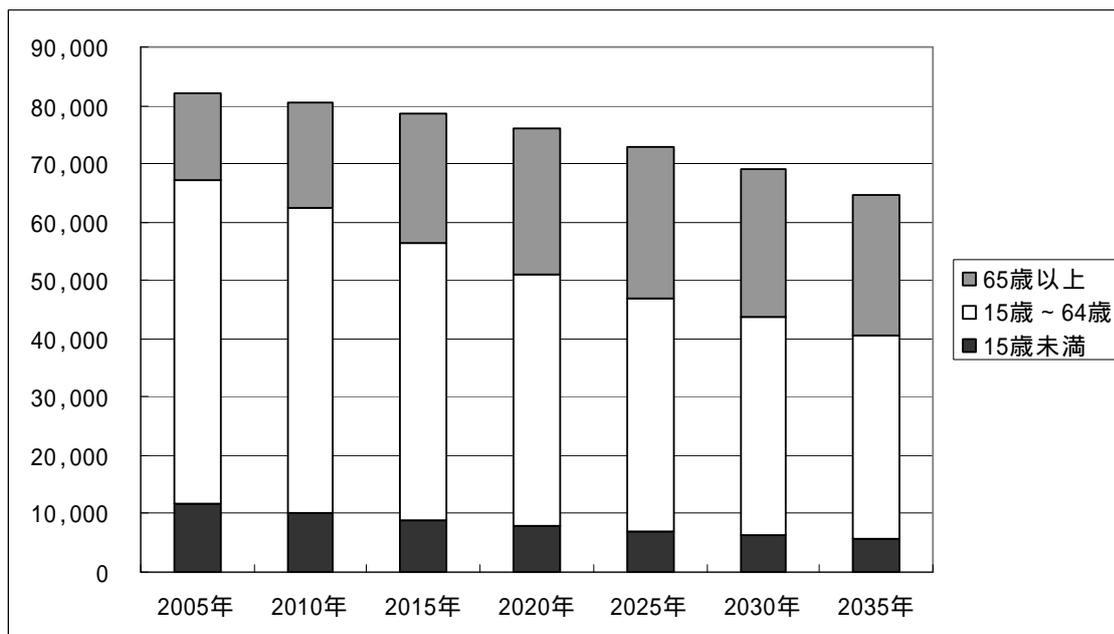


図19 人口推計資料

このように、統計的な手法による推計結果等による人口の見通しにおいて、緩やかな減少傾向がしばらく続くものと予想されますが、今後は、このような推計を踏まえつつ、本市の豊かな地域資源を活かし、質の高い魅力的な暮らしや生活環境の創造に全力をあげて取り組む必要があります。

## 2 都市経営コストについて（モータリゼーションと道路整備の観点から）

本市は、人口規模からは県内市町の中で8位ですが、居住環境の整備という面からは大きく立ち後れている状況にあります。

表12 県内市町村比較による特性把握（資料：「統計で見る県内市町村のすがた」）

大項目	項目	名張市 県内順位	備考	(参考) 伊賀市
人口等	総人口	8		7
	人口密度	8		19
	人口増加率	16	人口減少が急速	14
	世帯数	8		7
	世帯あたり人員	9		10
	高齢者のいる世帯割合	24	少ない	12
	年少人口割合	12	少ない	19
	生産年齢人口割合	3	生産年齢人口が突出して多い。	17
	老年人口割合	25	高齢化率も低い。	12
自然環境	総面積	18		3
	可住地面積割合	12		17
経済基盤	総生産額	10		7
	第1次産業市町内総生産額比率	25	第一次産業の比率は低い。	15
	第2次産業市町内総生産額比率	13	第二次産業の比率は低い。	8
	第3次産業市町内総生産額比率	15	どちらかといえば第三次産業が優位だが期待値以下。	22
	一人あたり分配所得	16		14
	農業算出額	19		4
	事業所数	9		7
	製造品出荷額等	11		6
	年間商品販売額	9		7
行政基盤	財政力指数	9		14
	人口千人あたり職員数	29		9
労働	就業者数	8		7
	就業率	21	低い。	15
	高齢者就業率	25	低い。	7
	女性就業率	21	低い。	19
	完全失業率	4		11
	第一次産業就業者比率	25		15
	第二次産業就業者比率	17		6
	第三次産業就業者比率	7		22
居住	持ち家に住む一般世帯の割合	15	高くはない。	23
	水道普及率	22	遅れている。	25
	生活排水処理施設整備率	8		15
	道路舗装率 <sup>8</sup>	28	非常に低い。	29
安全	出火件数	19		13
	交通事故発生件数 (人口千人当たり)	16		14

（資料：「統計で見る県内市町村のすがた」）

「統計でみる県内市町村のすがた」は、平成19年3月、平成の大合併後の県内29市町の現状を示したものです。

<sup>8</sup> 舗装道路実延長 ÷ 道路実延長 × 100

いうまでもなく都市とは人口の集中する地域のことで、人口が集中しているからこそ農村とは異なる都市的な施設を高密度に整備し、快適な生活を営むことができるようにしています。しかし、分散型の都市においては、都市的な範囲が広いために、都市施設の整備に要する費用が高む傾向があります。

近年、集約型都市への転換の必要性が重視されているのは、これまでの都市づくりの考え方に対する反省が大きな要因となっています。従来型の分散型都市構造のままでは、社会基盤等の整備に要するコストが膨大なものとなり、低経済成長下では維持することが困難になるという課題が現実のものとして明かになりつつあります。

具体的には、本市における交通手段の6割以上が自動車によるものであり、このような交通を支えていくためには、道路の整備が不可欠となりますが、自動車依存型の社会を維持していくためには、道路整備に要するコストが増加していくことなどが大きな懸念材料となっています。

まず、平成15年に行われた伊賀圏域パーソントリップ調査では、平日の6割以上、休日の8割以上の移動が自動車によるものでした。

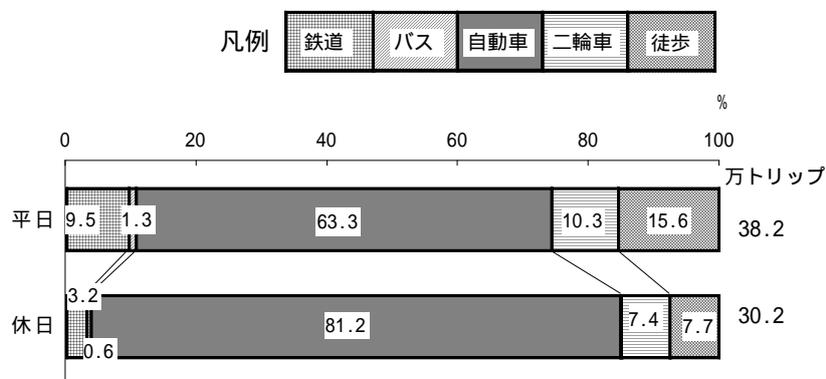


図20 代表交通手段別構成比 (資料:「伊賀圏域パーソントリップ調査」p32)

### 3 地球温暖化への対応

地球温暖化への対応という意味においても新たな都市づくりへの転換が求められています。前項でも示したように、自動車への依存割合は高まり、公共交通機関から自動車への転換が続いています。

しかし、このような自動車依存型の社会は、化石燃料に依存するもので、二酸化炭素排出量も年々増加しつづけています。

地球温暖化への対応として、目指すべき都市のあり方を考えるうえにおいて、できる限り自動車に依存しない都市への転換が求められているといえます。

### 4 コンパクトシティ（集約型都市）

人口減少、高齢化、低経済成長、財政負担の軽減、地球環境問題への対応など様々な面で従来の拡散型都市への反省が求められていますが、このような経済社会の変化に対応するため、国においても新しい都市計画に関する考え方が示されています。

これを端的に示すものがコンパクトシティ（集約型都市）であり、都市計画制度の面からこれを目指したものが「政策課題対応型都市計画運用指針」の策定であるといえます。

#### これからの都市計画

国土交通省では、「産業構造の変化、少子・高齢化社会、地球環境問題、さらには人口減少時代の到来と大きな時代の転換期に立っている」ことを前提に、全国的に共通して緊急性が高い政策課題について「政策課題対応型都市計画運用指針」を策定しています。

これは、これまでの都市計画を考えるうえでの前提が変わろうとしており、都市計画にも大きな変革を迫るものであること、従来の受け身の都市計画では解決できないものも現れてきていること、国全体で共有すべきいくつかの政策テーマに関して都市計画の運用の指針を定めることが必要であること、などの認識に基づいて策定されたものです。

最終的には、10テーマ程度の指針が策定されることとなっていますが、平成20年8月現在、以下の指針が定められています。

- A. 中心市街地の機能回復
- B. 産業構造の変化への対応
- C. 環境負荷の小さな都市の構築
- D. 職住バランスのとれた大都市の都心構造の構築
- E. 高齢者が生き生きと暮らせる環境の実現
- F. 防災上 危険な市街地の改善

これらのごくおおまかな内容は、次のとおりです。

表13 政策課題対応型都市計画運用指針の概要

A. 中心市街地の機能回復	中心市街地は、中心市街地に特有の機能を有する地域であり、この機能が魅力的なものとなっているかどうかの検討を行う必要がある。中心市街地の衰退に対応するためには、都市計画マスタープラン等における戦略的な位置付けが不可欠である。
B. 産業構造の変化への対応	従来の重厚長大産業に対応した都市計画は、産業構造の転換に対応しきれない面があり、産業構造を踏まえた将来の都市像の検討、新規産業立地に対応できる土地利用の見直しなどを行う必要がある。 特に、都市型産業の立地への対応が重要となっている。
C. 環境負荷の小さな都市の構築	環境負荷の小さな都市を構築していくため、コンパクトな都市の実現、都市交通への配慮、水循環・物質循環への配慮、生態系への配慮等を行っていく必要がある。
D. 職住バランスのとれた大都市の都心構造の構築	中心部における居住機能の回復は進んでいるが、事業所の立地等との連携、優れた都市環境の創造など課題は多く、住宅と非住宅との調和、中心市街地への回帰への対応、中心市街地整備と周辺部との調和などを図っていく必要がある。
E. 高齢者が生き生きと暮らせる環境の実現	都市構造全体における高齢者への配慮、施設配置・公共交通・利便性等における高齢者への配慮、バリアフリー化の推進等を行っていく必要がある。
F. 防災上 危険な市街地の改善	密集市街地は20世紀における急速な都市化の中で生まれたものであり、都市政策が新市街地の開発から既成市街地の質的向上へとシフトしつつある中で、積極的な整備を図っていく必要がある。

集約型都市とは

前記の指針において共通する主要な概念として登場しているのが集約型都市（コンパクトシティ）ですが、これは、一般的に次のような都市づくりをされています。

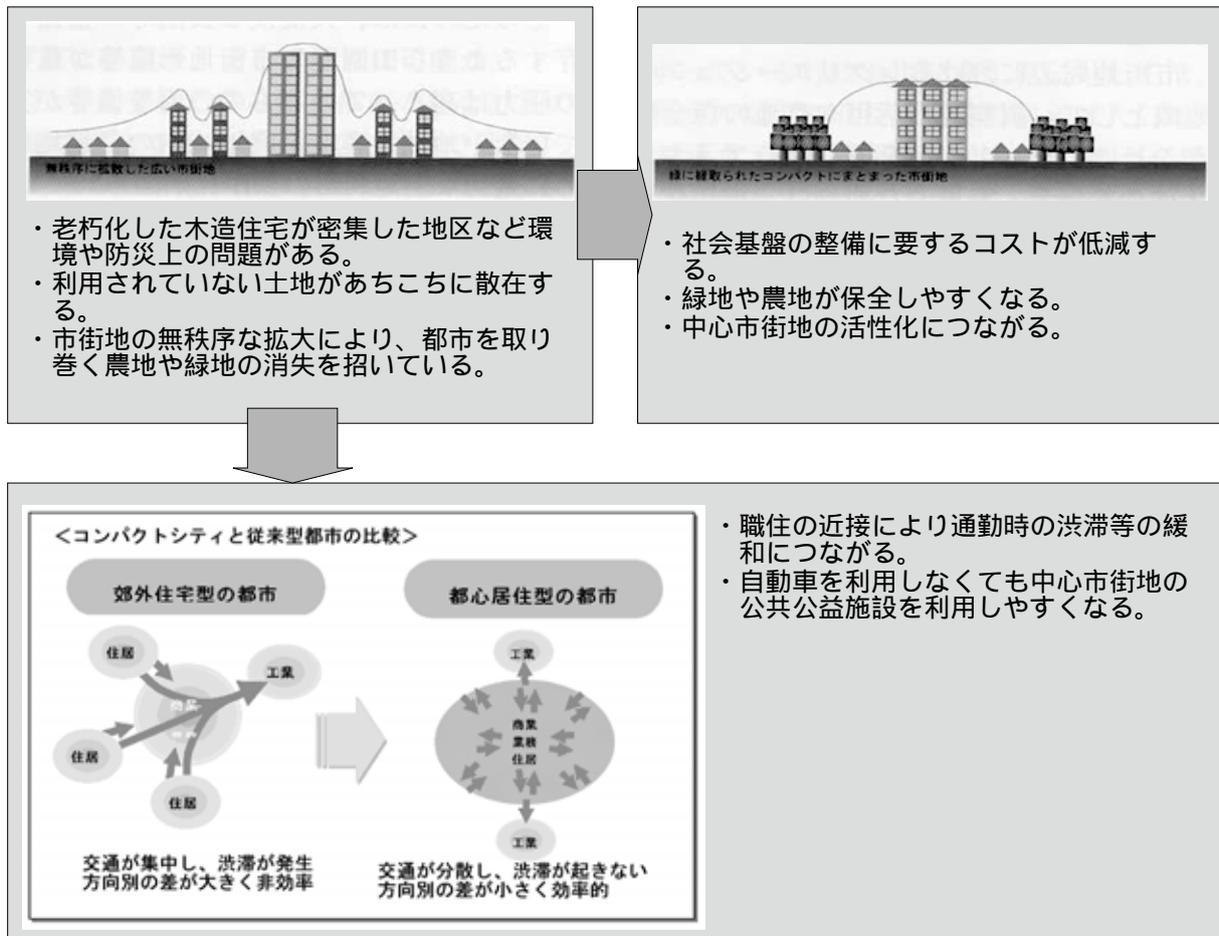


図21 コンパクトシティのイメージ<sup>9</sup>

このような考え方は、次のように整理することができます。

コンパクトシティとは	コンパクトシティ = 土地利用の集約化を図り、市街地居住の推進、中心商業地のにぎわいづくりなどをあわせて進めることにより、コンパクトな市街地の形成を図る都市計画の考え方
------------	--

<sup>9</sup> 国土交通省東北地方整備局ホームページより (<http://www.thr.mlit.go.jp/compactcity/index.html>)

## 5 シビルミニマムの確保

分散型都市から集約型都市への転換は不可避といえますが、都市構造を急速に転換することには無理が伴います。

人口の減少やモータリゼーションの進展により公共交通の利用者は減少を続けていますが、しかし、自動車の利用できない高齢者など交通移動不便者の生活のためにはバスなどの公共サービスは不可欠です。また、にぎわいのある中心市街地の形成のためには、商業機能を中心市街地に集積することが不可欠となっていますが、日常の買い物を中心市街地で済ますことのできる都市構造にはなっていない状況にあります。

そのため、長期にわたる集約型都市への移行過程においては、市民の暮らしを支えるシビルミニマムを確保していくことが重要な課題となってきます。

本計画は、新しい都市のありかたを目指す計画であると同時に、従来の都市の構造からの急激な転換に対応するためのシビルミニマムの確保を図るための二面的な計画となっています。

## IV. 新しい公について

市民の参画と連携により地域の課題を解決していく試みとして新しい「公」を市では推進しています。以下に詳細を整理します。

# 「新しい公」の基本方針（概要版）



— 「新しい公」の推進に向けた取組みについて —



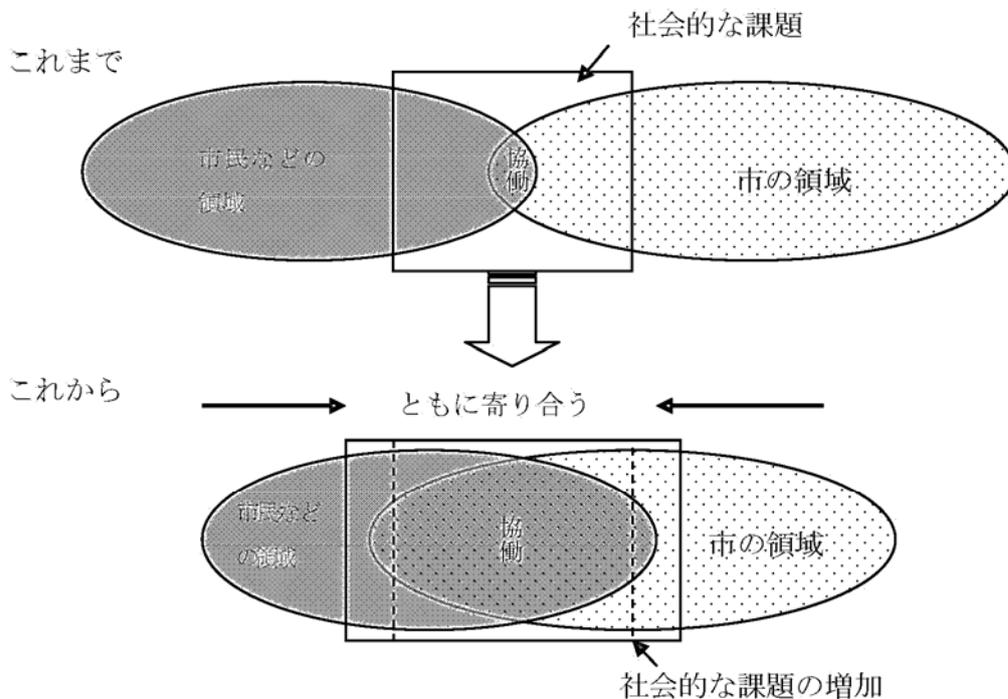
## 「新しい公」って？

「参画と連携によりみんなで支えあう社会」のことです。

「新しい公」は、地域の課題を行政だけでなく、市民、地域組織、市民活動団体、事業者などが、お互いの役割と責任を自覚し対等な関係のもとに、参画と連携により解決していこうとするものです。

この取組みをさらに進めることで、今後、少子高齢化により増加する新たな課題に対応するとともに、行政だけでは提供することが難しいきめ細やかなサービスの提供を目指します。

### ○ 「参画と連携による」公共サービスの変化のイメージ



## すでに取り組みは進んでいます

最近、市民活動団体の防犯パトロールがまちを巡回したり、地域組織により地域の伝統的な祭りが復活したり、まちに元気が出てきたと感じることはありませんか。

市では、総合計画「理想郷プラン」の基本理念に沿って「名張市市民公益活動促進条例」の制定や「ゆめづくり地域予算制度」の創設、市民活動支援センターの開設など、住民自治確立のための仕組みづくりを行ってきました。

これにより、区や自治会、地域づくり委員会などの地域組織や市民活動団体が中心となり「誰もが安全で安心して暮らせる社会」実現のため、環境、教育、福祉、防犯・防災などの分野で自主的、自発的に「公」を担う活動が活発化しています。

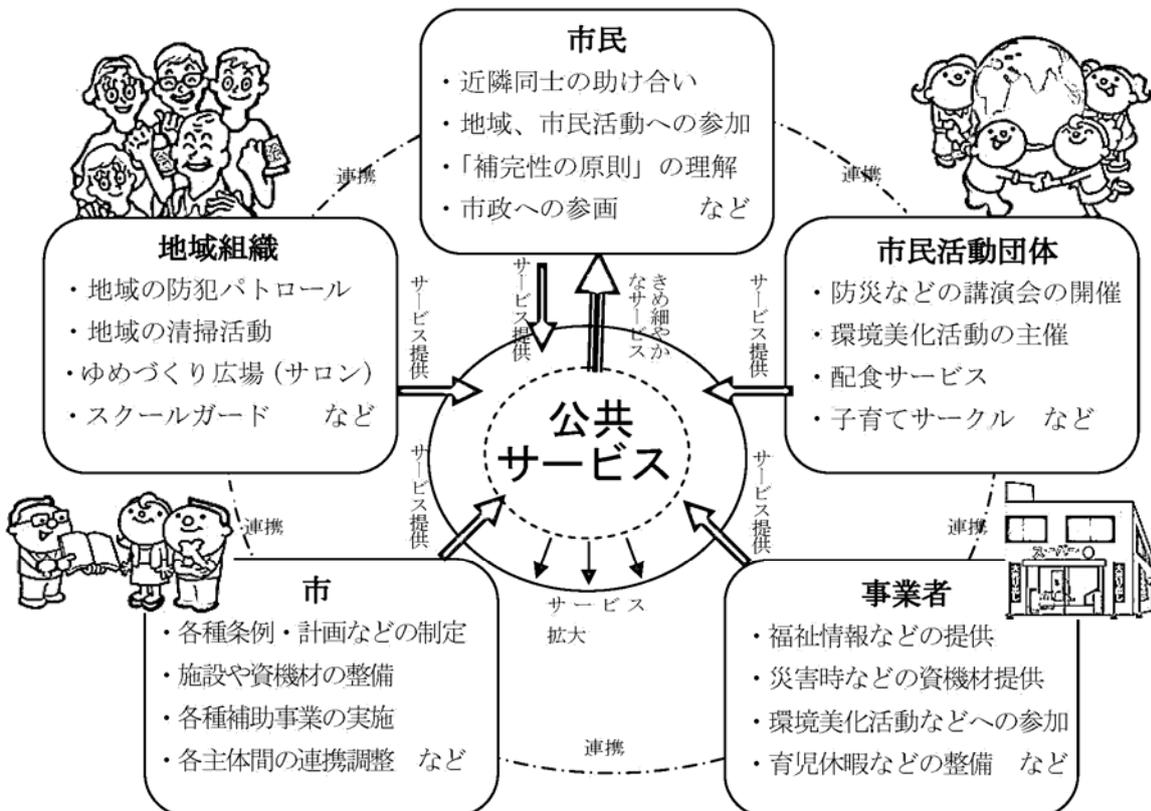


## 「新しい公」が進むと、きめ細やかなサービスが受けられます

「補完性の原則」により、それぞれの役割を果たすことも求められます。

「新しい公」のそれぞれの主体が、互いの役割や責任を自覚し、互いに連携し、それぞれの取り組みを進めること（補完性の原則）により、市全体の公共サービスの量を増加させることを目指します。

### ○補完性の原則によるまちづくりのイメージ



## 「新しい公」を進めるための7つの施策



### (1) 「新しい公」のしくみづくり。

「新しい公」や協働事業の進捗状況などを評価・管理するしくみづくりを行います。地域組織の根拠条例や「ゆめづくり地域予算制度」の見直しを行います。

さらに、市民公益活動実践事業を見直すとともに、公共施設の利用促進などを図り、市民活動のさらなる活性化を図ります。

- ・ 考査制度による「新しい公」の評価
- ・ (仮称) 地域づくり組織条例
- ・ 市民公益活動の促進
- ・ 公共施設などの利用促進 など

### (2) 市民活動活性化のための環境を整備します。

都市内分権に対応した市の組織づくりを進めます。また、複雑化している地域組織を見直します。

さらに、市民活動支援センター機能を充実させるとともに、(仮称) 市民情報交流センターの管理運営の民営化など、市民活動活性化のための環境整備を進めます。



- ・ 都市内分権に対応した組織づくり
- ・ 市民活動保険の充実
- ・ 地域組織の見直し
- ・ 市民活動支援センターの機能充実 など

### (3) 市民活動の主体と主体を結ぶサポート体制を整備します。

市民と地域組織、市民活動団体、事業者、市などとの協働をコーディネートすることができる中間支援組織の育成に努めます。また、地域組織や市民活動団体などとの意見交換会や交流会を開催することで、さまざまな主体間の連携を促進します。

- ・ 関係機関の連携強化
- ・ 中間支援組織の育成支援
- ・ 市民活動団体などとの意見交換会や交流会の開催 など



### (4) 積極的な情報発信に努めます。

情報システムの整備を行い、先進事例や、国や県などの支援情報など効果的な情報収集・情報提供の機能を充実させます。また、市民活動意欲を高めるため、広報紙などで活動を積極的に情報発信します。

- ・ 一元的な情報の収集・発信を行なうしくみづくり
- ・ 国や県、事業者の支援事業の情報提供
- ・ 地域組織や市民活動団体などの活動紹介 など

### (5) 「新しい公」を推進する人材を養成します。

市民などと市の協働の意識づくりなどの研修を行うとともに、さまざまな主体間の協働をコーディネートできる人材を養成します。

また、今まで市民活動に参加したことがない団塊の世代や次代を担う子どもたちを対象とした人材養成講座などを開催します。

- ・人材養成講座の実施
- ・生涯現役意識の醸成
- ・事業者の産業施策やまちづくりへの参画
- ・児童・生徒の市民活動への参加 など

### (6) よりふさわしい主体で公共サービスを行います。



地域組織や市民活動団体のほうが、より効果的、効率的に行える事業と、市が行うべき事業との仕分けを行い、ふさわしい主体で公共サービスを行える仕組みをつくりま

- ・ 考査制度での市の事務事業の見直し
- ・ 協働の視点での事務事業仕分け
- ・ 提案型事務事業仕分けのしくみづくり など

### (7) 「新しい公」を継続させるため経済的な戦略を示します。

公共サービスを提供する地域組織や市民活動団体などの活動が安定的・継続的に行われるよう受益者から費用負担を求めたり、団体の法人化を支援したりするなどコミュニティビジネスを推進するための施策を行います。



- ・ コミュニティビジネスの先進事例の研究と推進
- ・ 市事務事業の委託
- ・ 地域づくり組織などの法人化の促進
- ・ チャレンジショップなど事業化の推進 など

## 評価・見直しを繰り返し「新しい公」を進めます

「新しい公」を進めて行くには、市の現状を踏まえ、市民と市が共に考え実践しながら、長期的な視野で、着実にステップアップしていく必要があります。

そこで、「新しい公」の取組みの普及・啓発や市民活動のあり方を継続的に検討し、評価を繰り返しながら、必要に応じて本指針の見直しを行い、「新しい公」を進めていくこととします。